

衆議院 財務金融委員會會議錄第九号

平成二十八年二月二十九日(月曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 宮下 一郎君

理事 うへの賢二郎君 神田 憲次君

理事 藤井比早之君 古川 禎久君

理事 松本 洋平君 木内 孝胤君

理事 古川 元久君 伊藤 涉君

青山 周平君 井林 辰憲君

岩田 和親君 越智 隆雄君

大岡 敏孝君 大串 正樹君

大野敬太郎君 大見 正君

勝俣 孝明君 神山 佐市君

工藤 彰三君 國場幸之助君

新谷 正義君 助田 重義君

鈴木 隼人君 瀬戸 隆一君

高橋ひなこ君 武井 俊輔君

中山 展宏君 長尾 敬君

根本 幸典君 野中 厚君

福田 達夫君 宮川 典子君

務台 俊介君 宗清 皇一君

山田 賢司君 落合 貴之君

玄葉光一郎君 小宮山泰子君

階 猛君 鈴木 克昌君

前原 誠司君 宮崎 岳志君

鷲尾英一郎君 上田 勇君

齊藤 鉄夫君 宮本 岳志君

宮本 徹君 丸山 穂高君

小泉 龍司君

財務大臣政務官 大岡 敏孝君

参考人 (SMBBC日興証券株式会社)

参考人 (金融経済調査部長) 末澤 豪謙君

参考人 (金融財政アナリスト)

参考人 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング経済・社会政策部主任研究員) 片岡 剛士君

参考人 (静岡大学名誉教授) 安藤 実君

参考人 (慶應義塾大学経済学部教授) 竹森 俊平君

参考人 (中央大学法科大学院教授) 森信 茂樹君

参考人 (全国商工団体連合会副会長) 太田 義郎君

参考人 (財務金融委員会専門員) 駒田 秀樹君

委員の異動 二月二十九日

井上 貴博君 補欠選任 高橋ひなこ君

越智 隆雄君 青山 周平君

國場幸之助君 神山 佐市君

田野瀬大道君 大串 正樹君

竹本 直一君 武井 俊輔君

鈴木 克昌君 小宮山泰子君

宮崎 岳志君 階 猛君

同日 補欠選任

青山 周平君 岩田 和親君

大串 正樹君 長尾 敬君

神山 佐市君 國場幸之助君

高橋ひなこ君 宮川 典子君

武井 俊輔君 竹本 直一君

小宮山泰子君 鈴木 克昌君

宮崎 岳志君 階 猛君

同日 補欠選任

岩田 和親君 越智 隆雄君

同日 補欠選任

岩田 和親君 越智 隆雄君

同日 補欠選任

岩田 和親君 越智 隆雄君

同日 補欠選任

岩田 和親君 越智 隆雄君

同日 補欠選任

岩田 和親君 越智 隆雄君

同日 補欠選任

岩田 和親君 越智 隆雄君

長尾 敬君 大見 正君

宮川 典子君 工藤 彰三君

同日 補欠選任

大見 正君 新谷 正義君

工藤 彰三君 瀬戸 隆一君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

瀬戸 隆一君 井上 貴博君

同日 補欠選任

新谷 正義君 田野瀬大道君

財政アナリスト末澤豪謙君、三菱UFJリサーチ&コンサルティング経済・社会政策部主任研究員片岡剛士君、静岡大学名誉教授安藤実君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からそれぞれ二十分以内で御意見を述べただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと思います。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず末澤参考人をお願いいたします。

○末澤参考人 おはようございます。SMBBC日興証券の末澤でございます。よろしく申し上げます。

私からは、足元の経済金融市場の動向と特例公債法に関する私の考え方を申し上げます。

それでは、こちらの「経済・金融市場の動向と特例公債法」と題されました資料をごらんいただきますと思います。

一ページをおあげいただきたいと思っております。二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月でございますが、その後を底とした緩やかな景

況を回復したと思っております。二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

でございますが、その後を底とした緩やかな景況を回復したと思っております。

二〇一六年、ことしの世界経済でございますけれども、これは、リーマン・ショック、二〇〇八年九月

ということがあるわけですよ。これを経済学で余暇といいますが、それに課税をしない場合、一部の消費は余暇によって代替される、何もしないことによって代替される、それで不当に消費が下がるんだというわけでありまして。

したがって、ラムゼーの議論によれば、余暇への課税がもし可能だとすれば、そのときは一律の課税がベストだということになります。

例えば、ごろごろに置きかえられるものとしては、読書、音楽鑑賞、美術などですよ。これが文化。それに対して、食品のようなものは、ごろごろしていてもおなかはすきまずから、代替は少ないわけでありまして。

したがって、ラムゼーの場合は、文化への消費税率は低目に抑えて、食品の消費税率は高目でありというのがその考え方でありまして。次のページに参りまして、したがって、消費税についての基礎理論というのは、一律税率が経済をゆがめるということを言っているわけですよ。

なぜこれが財政学者によって余り取り上げられないかという点、文化に低課税、食品には高課税というのは逆進的だということで、このことは議論されるけれども、こういうことを言っている人がいるけれどもねというだけで、そのままにされているわけでありまして。

ところが、文化というものの、特に活字を読む活動について申しますと、今その文化は、ごろごろしていることだけではなくて、ほかのことによっても重大な挑戦を受けている。それはインターネットであり、スマホであります。

そういった媒体を通じた情報の収集というのは、消費者の立場からは無料なわけですよ。実際には無料ではなくて広告料収入で賄っているわけですが、無料というふうには受け取られていない。したがって、消費税率が活字媒体に対して上がって行く一方で、スマホ、インターネットについてはただという認識があると、そういう媒体についての需要がどんどん減っていくということでありまして。

こうした文脈から、次のページであります。今回の税法改正で新聞についての軽減税率が提案されていることを私は高く評価いたします。

なぜかと申しますと、新聞がなくなつたとしますと、一般国民はテレビとかインターネットのような広告収入によって賄われる媒体で情報を得るようになる。その場合、そういう媒体は、スポーツはアクセス数や視聴率だけに注目して出資を析といたつたような新聞だけによって得られる有益な情報は、もはや一般国民の手に届かなくなるといふわけであります。

それで、書籍については今後の軽減税率の検討課題とされているので、それを私は評価いたしますが、ぜひそれは前向きに検討していただきたいというふうにも考えます。

一律税率が認められない、要するに一律税率を要するのであれば、変える税率の中には、累進性というものを考えて、食品を入れるということも認められる。食品の課税が高くなった場合、低所得者は本を買いお金になくなりますから、本を読まなくなる。私にとつては、結局、食品についての消費税率の増加は、本を読まなくなる、特に低所得者が本を読まなくなるという問題につながるんだと思ひます。

今回の意味は、ともかく軽減税率というものを導入することでありまして、今後、軽減税率が定着した将来を考えてみますと、その場合は、一つの税率を余計に上げる一方、ほかの税率を下げるというふうな調整ができませんので、いろいろな選択肢が広がってくるんだらうと思ひます。

ちょうど二十分になりましたので、ここまでにさせていただきます。どうも失礼しました。(拍手)

○宮下委員長 ありがとうございます。
次に、森信参考人をお願いいたします。
○森信参考人 中央大学法学部大学院の森信でございます。きょうは、私は、消費税の軽減税率に的を絞つ

てお話をしたいと思います。
まず、私は、消費税率一〇％引き上げ時の軽減税率導入には反対の立場であります。

一七年四月からの消費税率一〇％引き上げ時に軽減税率を導入することにつきましては、次のような問題があると考えます。

第一に、所得再分配政策上の効果です。
軽減税率は、高所得者ほど多くの恩恵が及ぶので、低所得者対策ではないという点であります。

加えて、今回、軽減税率一兆円の財源として、低所得者対策である総合合算制度の取りやめが予定されていますが、これら二つをあわせて考えますと、政策の軸が低所得者から高所得者へシフトしている、こういうことになると思ひます。これまでも推し進めてきた税・社会保障一体改革の理念に逆行するのではないかと思ひます。

二番目の問題は、軽減税率の実施に伴い、国民全体の間、コストが増大するという点です。
そもそも消費税の長所は、収入から経費を差し引いて計算する所得税と比べて、納税コスト、徴税コストが少ないという点であります。

経費というのは法律で定めた概念で、税務当局も納税者も、この概念をめぐってはいろいろ争いがあるところでございます。しかし、消費税にはそういう問題がないということですよ。

これが軽減税率の導入により、区分経理をする必要が出てきます。納税義務者である事業者だけでなく、消費者や国、税務当局のコストも増加します。外食サービスにおけるイトインとテイクアウトの区分は今も欧州諸国で悩みの種となっており、今後、我が国でも同様の問題、混乱が生じることが予想されます。
また、複数税率による益税や不正の拡大も予想されます。
このようなコストは、全て最終的には国民の負担になるわけですよ。
三番目に、今後、軽減税率の適用拡大をめぐって利権型政治が繰り返される可能性が高いという問題があります。

既に、医療、これは社会保険診療報酬ですが、それから住宅などが、今後の軽減税率の導入を目指して世論喚起を進めている動きがあります。かつて行われていたような陳情合戦、利権政治が復活し、政治と金の問題がまたぞろ大きな問題となりかねません。欧州諸国では、政党の選挙マニフェストに軽減税率の拡大をうたうという例が多々見受けられますが、今後、我が国でも同じようなことが懸念されると思ひます。

二〇一四年の六月、我が国でOECDが主催しましたVATフォーラムが開催されました。先進諸国の税制当局者が一堂に会しました。私も呼ばれてその場に参加しましたが、その場では、軽減税率は極めて効率の悪い制度であることが共通の話題となりました。

OECDの事務局、それからIMFのエコノミストなどが、欧州の軽減税率、非課税制度は消費税率の効率性を損なっており、なるべく縮小すべきだという見解を述べ、参加者全員が賛同し、プレスリリースに次のように書かれております。

「低所得者世帯の負担を緩和するため、軽減税率を導入している国もあるが、消費税グローバルフォーラムにおける議論においては、軽減税率は、低所得者を支援する方策として、対象者を限定した給付措置に比べると極めて非効率であるということが確認された。」と。これはプレスリリースにちゃんと書かれております。

また、その場で会いましたパスカル・サンタマーンというOECDの租税委員会事務局長、私の友人ですが、彼と雑談した際に、私に、軽減税率についてはドント・フォロー・ヨーロッパというふうなアドバイスをしてくれました。

さて、私が最も問題だと考える点は、軽減税率を決定する際に、その財源もあわせて国民に提示すべきだということですが、それが提示されていないという点です。軽減税率という減税部分だけを国民に見せておいて、その財源、つまり増税部分は参議院選挙後に議論するというその発想、手法は、私は国民を愚弄しているのではないかと考

えます。

本来の議論のあり方は、一兆円の軽減部分については消費税の標準税率を引き上げることにより補填することだと思えます。私の目の子の計算では、軽減税率を導入するのであれば、標準税率は〇・五％引き上げて一〇・五％にならなければつじつまが合わないと思えます。そもそも消費税は全額社会保障財源に充てられる目的税なので、こう考えるのが筋ではないでしょうか。

つまり、国民に、標準税率一〇％か、標準税率一〇・五と軽減税率八％かの選択肢を示して、消費税改革法の選択肢である給付つき税額控除とメリット、デメリットを比較しながら議論することが本来の議論のあり方だと思えます。しかし、今回行われてきた議論は軽減税率導入賛成か反対かだけでした。このような議論の方法では、国民は減税である軽減税率に賛成することは目に見えております。

最後までこのような議論に終始したことの責任の一端は、私は、新聞の報道ぶりに問題があると考えています。

新聞業界は、みずからの新聞への軽減税率の適用を与党に長年要望してきました。したがって、軽減税率の代替案である給付つき税額控除についてのメリット、デメリットなどを議論する機会ほとんどありませんでした。その報道は公平、中立なものからはかけ離れていたと思えます。

今後も、軽減税率の適用を受けるといこと、新聞の報道には公平性、中立性に疑念が持たれる可能性があります。そういうことのないような報道をお願いしたいというふうに思っています。では、軽減税率にかわる低所得者対策としてはどのような政策が考えられるでしょうか。税制改革法は給付つき税額控除を挙げていますが、その具体案を考えてみたいと思えます。

その際、ヒントとなるのはカナダの給付つき税額控除です。今お手元に配付しております資料の二ページを開いていただきたいと思えますが、このカナダの制度は、世帯収入大体三百万円以下の

者に対して、大人一人当たりざつと二万円強、子供はその半分を、家族の人数に応じて定額で給付する制度です。

この給付額というのはどうやって計算したかと申しますと、低所得世帯の基礎的な消費支出に係る消費税額を計算したものであります。納税者が所得税申告時にこの控除の適用を希望する旨の申請を行って、その申請に基づいて、当局が有資格かどうか所得条件などを審査して、納税者の口座に直接給付額を振り込むようになっておりますので、不正もほとんどありません。

これは、現在我が国で行われている児童手当、これも所得制限がありますが、これと基本的には変わらないわけでありまして、決して複雑でも面倒でもありません。現在、自治体を窓口にして簡素な給付措置が実施されております。そのインフラがそのまま活用できるわけです。本年一月からマイナンバーを導入したわけですから、世帯の収入を合算して低所得者世帯に給付するということが可能になります。制度設計は国が行い、実際の給付事務は自治体が行うというところであります。

カナダの制度にはもう一つ注目すべき点があります。この一番下の単身者のラインを見ていただきたいんですが、これが途中から右肩上がりになっております。これは、勤労所得に応じて給付額がふえるということにより、勤労インセンティブが働くように設計されております。つまり、これはワーキングプア対策の役割も担っています。このような制度を我が国に導入することは、単に消費税の逆進性対策ということだけではなく、ワーキングプア、非正規雇用層への支援にも役に立つと思えます。

これを参考にしつつ、三ページの図でございしますが、これは私が勝手につくった案でございしますが、例えば、三百万円未満の世帯に一人当たり四万円、大人も子供も四万円です、三百万から四百万未満の者には一人当たり二万円、これを定額で給付する案をつくってみました。この制度の必要財源は、三ページに書いてござ

いますが、大体五千四百億。ただ、年金生活者には給付をしないということをつくっております。なぜならば、年金の場合には、物価スライドを通じて消費税負担が相殺されるというふうに思っております。

次の四ページでございしますが、この両方の案、つまり、軽減税率と、この軽減税率で失われる一兆円の半分の財源でつくりました、日本型といえますか、私の給付つき税額控除の案を比較いたしますと、四ページのような図になります。

この緑のラインが消費税率一〇％のときの世帯年収ごとの消費税負担割合でございまして。これが右肩下がりになっている。逆に向いているじゃないか、普通、税の負担は累進構造で右肩上がりじゃないといけないのではないかとということで、逆進性と言われているわけですが、これが食料品の軽減税率を入れますとどうなるか。これは紫のラインでございまして、ほぼ下に少しずつ平行移動するというふうな形になるわけでございます。

これが、先ほどの給付つき税額控除の案を入れますと、この赤いラインになります。一部は累進になつていく、つまり逆進が完全に累進になるというふうな効果があるわけです。

そういう意味においても、この制度の方がはるかに簡素で効果があるというふうに私は考えております。

以上述べてきましたように、軽減税率で失う一兆円の社会保障財源があれば、単なる低所得者対策だけでなく、子育て支援や非正規雇用、ワーキングプア対策にも活用できる給付つき税額控除ができます。百三十万円の壁と言われているパート労働者の問題もこれによって解決することができまして。

我が国の経済を取り巻く環境はますます悪化しております。国内経済に目を転じて、中国経済の不振や円高による企業業績の下振れが生じており、個人も実質賃金が三年連続でマイナスとなるなど、アベノミクスのはころびが目立つてきております。

このような状況のもとでは、政策の軸を高年齢者から若年層、勤労世代に移し、少子化対策により多くの財源を振り向けることによって、非正規雇用の増大に伴うワーキングプアへの抜本的な対策を行うこと、このような政策こそが経済を下支えするのではないかと思えます。

実は、ワーキングプアについての整合的な政策を持っていないのは、私は、先進国では日本ぐらいだと思います。アメリカでもイギリスでもフランスでもオランダでも、どの国でも給付つき税額控除でワーキングプア層というものを、勤労インセンティブを高めながら対策をとっているわけでございます。

最後にもう一つ、益税と不正、それからインボイスの問題について述べたいと思えます。

軽減税率導入となれば、二つの税率を区分して経理する必要が生じますので、インボイス、適格請求書の導入が必要になります。売り上げと仕入れのあらゆる取引につきまして、適用税率ごとの税額を算出して消費税額を計算する必要があります。

インボイスには、適正なものかどうかをチェックするために、VAT番号、登録番号の記入が義務づけられます。このインボイスには事業者の抵抗が強いと言われており、今回の法案でも二〇二一年まで導入が先延ばしされております。

しかし、長年、欧州諸国でインボイスを実際に自分の目で見ているインタビューをしてきた私にとりましては、これは大きな誤解でありまして。

インボイスというのは、まず第一に、消費税に伴う益税とか不正を防止する大きな役目を持っております。しかし、それだけではなく、それ以外にも大きなメリットを持っているわけです。それは、まず第一に、軽減税率導入に伴う複数経理、この納税計算を簡素にするという役目です。

それから、次に大きな役目としては、事業者間の価格転嫁を容易にするという大きなメリットが

あります。

これは、四五でインボイスの役目を図示しておりますが、時間の関係で、もし御質問があればお答えしたいと思いますが、基本的には、インボイスがあれば、事業者間の取引は、その消費税の額だけ、この五ページの図でいえば、①、②、③と行って買手は売り手に消費税を支払いますが、売り手はそれを納税する、その納税を待つて国は控除する、この三つの三面等価がきちんと行われるので、消費税額分だけちよつとまけてくれよというふうな、日本で行われているような直接的な感覚というものが全く排除されます。したがって、インボイスがあれば事業者間の価格転嫁というのは極めてスムーズに行われる、これは非常に大きなメリットでございます。

それから、インボイスの導入は二〇二一年四月からとなっておりますし、また、その後六年間はインボイスの出せない免税事業者からの仕入れについても一定割合で税額控除ができることになっております。つまり、この間は益税を黙認することになると思ひます。

インボイス制度が導入されると免税事業者が取引から排除されるといいますが、これも間違いです。実際、欧州諸国の例を見ますと、免税事業者は、みずからの特権を放棄して課税選択をしております。その理由は、課税選択をした方が仕入れ税額控除ができるから有利になるからです。

また、事務手間は、インボイスがあるから、そのインボイスを集めておいて、売り上げに係る消費税額と仕入れに係る消費税額をインボイスで足し算をして、あとは引き算をすればいい。足し算二回、引き算一回で消費税額が計算できるわけです。

こういうことで、私は、インボイス制度の導入はもつと早く行ふべきだと思います。

消費税制度というのは、事業者、消費者、国民会員の信頼の上に成り立っている制度です。その信頼性を損なうような特例措置、例えば免税事業者からの仕入れ税額控除を認めるということは速

やかに廃止することが必要だと私は思ひます。

以上、いろいろ述べましたが、消費税軽減税率を消費税率一〇%引き上げ時に導入するという点につきましても、私は反対の立場であります。以上です。ありがとうございます。(拍手)

○宮下委員長 ありがとうございます。

次に、太田参考人をお願いいたします。

○太田参考人 私は、太田義郎と申します。名古屋市内の中村区で米穀業を五十年以上やっております。いわば町の米屋のおやじであります。今回、自営業者の代表として意見表明の機会を与えていただいたことは大変ありがたく、感謝申し上げます。

私は、全国商工団体連合会の副会長をしております。私どもの団体について一言だけ御紹介をさせていただきます。

私どもは、私の業種であります米屋だとか酒屋、肉屋、八百屋はもとより、町の飲食店、それから建設業者、そして物づくりに携わる町工場など、異業種で構成されており、全国に約二十万人の中小業者が組織をされております。

何よりの特徴は、その中でも五人以下の小規模の事業者と個人業者を中心に構成をされている点であります。そのような町の事業者の営業と生活、諸権利を守り、社会的、経済的地位の向上を図ることを目的に、この六十五年間、終戦後からずっと活動してまいりました。

本委員会で審議をされている所得税法の一部を改正する法律案には、消費税の軽減税率導入のための消費税法の一部改正が含まれております。二〇一七年四月に予定される消費税率一〇%への増税と同時に、一部の品目を現行税率の八%に据え置く、いわゆる軽減税率を導入するというものです。この改正案はぜひ取り下げていただきたい、廃案にしたいとお願いしたいと思ひます。

この点について、なぜなのかという理由を三点述べたいと思ひます。

理由の第一は、軽減税率の導入は、適格請求書

等保存方式、すなわちインボイスの導入が前提とされております。

インボイスの導入は、課税業者に新たな膨大な事務負担を負わせるものとなります。中小業者の経営を直撃するものとなるからです。レジ変更だけで数十万円の負担、軽減税率で八万店が削減すると述べている経済アナリスト、東京商工リサーチの方からこんな意見も寄せられております。

先生方はよく御存じのように、今の経済環境は引き続き大変厳しい状況が続いております。先日発表されましたGDPもマイナスが続いております。デフレを脱却したとは言いがたいというふうな思ひます。

二月二十三日に発表された全国中小企業団体中央会の一月の中小企業景況調査によりますと、一月のDIは全指標で悪化し、中でも売上高DIは前月比マイナス一〇・六ポイントになっております。世界的な株価下落に加え、円相場も上昇傾向にあるため、内需のさらなる縮減を懸念する声も高まっております。中小企業の先行きは不透明で、一層増大しているところで述べられております。

こうした中で、軽減税率導入は、中小業者にいわばどえらい事務負担を要求することになります。複数税率に対応するためのレジの導入、あるいはシステムの仕様変更、値札の変更、税率区分集計など、事務負担が求められます。人件費もかさみます。一人、二人の小々な商売でも、今の実務の二倍、三倍の時間がかかると言われております。夜中まで伝票と格闘しなければならぬことになるでしょう。

政府は、レジの導入には二十万円の補助やシステム変更についても助成すると言われておりますが、問題は、日々の実務負担がふえて煩雑化するという点です。私について言えば、業務用のお米の配達伝票四枚複写を毎回発行し、それを長期間保存し、整理して、その実務だけでも大変になります。

私ども中小業者というのは、地域で生まれて育つて、こよなく地域を愛して過してまいりました。営業をやっているだけでなく、町の町内会の役員をやり、消防団をやり、防火をやり、防犯をやり、いわば営業をやりながら町のコミュニティの中心になっております。私も、毎週火曜日の朝、学校へ行く子供の見守り隊の隊員として、町内会の役員として、地域に貢献をし、頑張つてきております。

ほとんどの業者はインボイスなど知らないのが現状です。聞いたことがない、そういうのが現状だと思ひます。日本には、商習慣上、全くこういうものはありません。税の知識も不十分の中に、このような複雑な仕組みを押しつけること自体が問題だと思ひます。新たな事務負担に耐えられず、廃業や倒産に至る業者がふえることになることは間違いありません。新規開業の若い芽も出なくなるのではないのかという心配があります。

理由の第二は、免税業者を取引から排除するという問題です。

本委員会でも御審議されておりますように、全事業者八百二十五万のうち、売り上げ一千万未満の免税業者というのは五百十三万者上っております。インボイスの導入は、この免税業者を取引から排除するという大変大きな問題があります。免税業者は、免税でありながら課税業者になるか、あるいはインボイス不要なBツィC、つまり、直接消費者相手の商売に特化すればいいのではないかという議論もあるようですが、問題は、現場ではそんなに簡単なものではありません。

そこで、幾つか事例を紹介させていただきます。

まず第一です。

山梨県の笛吹市の電気工事業、この人は個人でやっております。免税業者であります。したがって、税金八%をいただいていたという方です。創業四十年、お客さんは個人宅や工場、工務店です。得意先には、地域の名産品である和菓子製造している店も含まれております。インボイス制度

が導入されると、その得意先からは適格請求書が多分求められる、本人はそう言ってみえます。売上高の三、四〇％をそこで占めております。得意先を失うことはできないので、免税業者でありながら、課税業者の選択を本人は考えている。そうすると、今まで消費税をもらっていなかった個人宅や工務店にも消費税を今になって求めるといふこととなります。当然価格は高くなりますので、影響は出るだろう。果たして消費税納税ができるのかと考えると、それも厳しい。どっちを選んでも苦しい状況に追い込まれる、困ったなと本人は言ってみえます。

次に、岐阜の方の例です。

岐阜で三十五年間にわたって、夫婦二人でお待ち帰りのすし店を営んでみえる方です。この業者は、お客のほとんどは個人なんです。しかし、近くの観光ホテルやスポーツ団体からまとまった注文があります。そういった個人以外の売り上げが約一五％ですが、みずから進んで課税業者にならない限り、この一五％のお客さんは消えてなくなるといふこととなります。営業が成り立たない、困ったと言ってみえます。

このように、免税業者は個人だけを相手に商売をしているわけではありません。法人や課税業者のお客さんとの取引も一〇％とか三割とかあります。それが営業の存続のためにはなくてはならない売り上げの一部なんです。課税業者になるのかBツィCでいくか、選択は免税業者にとつて大変悩ましいものになり、結局、どちらを選んで、将来的には潰れるんじゃないかという思いがして、これは岐阜の方の御意見です。

第三の理由は、軽減税率の導入の狙いは低所得者への配慮ということですが、その効果は薄いばかりでなく、対象品目の線引きを初め、経済、社会に混乱を拡大するという点です。

食料品といつても、食材そのものだけでなく、包装費や運送費など、さまざまなコストがかかります。全体の税率が一〇％が上がれば、商品の価格は現行のまま据え置くことはできません。

軽減なのになぜ値上がりしているのか、業者はお客様にお叱りを受けることとなります。また、八％に据え置きたいと考えている販売店から納入業者にコスト削減、値引きを求められて、苦境に陥ることも必定です。

うどん屋、そば屋、ラーメン屋という外食の業者では、食材を八％の税率で仕入れて、お客さんからは一〇％をいただくという形になりますけれども、結局、この場合、差し引きの消費税納税額はふえることとなります。価格は競争関係の中で売れるかどうかで決まりますから、計算上、消費税は受け取っていても、納税できない、滞納になるといふ苦境に陥ります。結局、こういう業者では売り値を上げることが非常に難しい。外食産業では、十円、二十円上げるのに死ぬ思いをして上げざるを得ない、そういうのが現状です。

私は、かつて、カナダやヨーロッパの付加価値税の調査に全商連を代表して行ってまいりました。カナダでもEU各国でも、この軽減税率は、範囲の設定をどうするのかということ、限りなく混乱が続いておられます。適用範囲を合理的に設定することは困難だと言われております。

新聞には軽減税率が適用されるということですが、国民の知る権利に奉仕するものは新聞だけではありません。書籍、雑誌はなぜ対象にならないのか。イギリスでは全部これは対象になっております。こういう疑問です。

また、軽減があるからと、際限のない税率引き上げに道を開くのではないのかとの不安も高まっています。

このように、軽減税率は社会や経済に大変な混乱をもたらすものである。ぜひとも御理解をいただきたいと思ひます。

最後に申し上げたいことは、二〇一七年の消費税一〇％への増税はぜひとも中止をしていただきたいという点です。

総務省が発表した平成二十六年経済センサスによりますと、小規模事業者は、二〇一二年の三百三十四万者から、二〇一四年までの二年間で三百

二十五万者へ、九万者減少しております。二〇一四年四月の消費税増税による消費の落ち込みから今日まで、依然これは抜け出せない状況であります。こういう中で一〇％へのさらなる増税とインボイス導入が行われれば、困難にあえぐ中小企業、小規模事業者はひとたまりもありません。

大阪のビニール加工の業者、この人は売り上げが数億円あります。当然、課税業者です。商品の代金の請求時には消費税八％を漏れなく請求し、いただいております。本体価格は、結局、顧客の要望を受けざるを得ない。なぜなら、見積もり段階でお客さんの希望に答えなければ、黙って注文はよそへ行きます。加えて、資材の高騰、仕入れ価格が下がらない、適切な利益確保が極めて困難な状況にある。結果、転嫁ができていた消費税は利益の中に埋没をして、納税資金が足らなくなる。後になって、消費税一〇％になった、このお金を納めないかぬということで、大変心配をしております。結局、えらいこっちゃということになる。

消費税の問題というのは、八％、一〇％と転嫁できていく人もできない人も、問題は、取引の段階で価格はお客さんが決めるということ。現実の相対取引はお客さんが価格を決めてくる。そうすると、それに対応するために、仕事を確保するために価格を引き下げて受注をする、仕事をとるといふこととなります。

当然、大阪のビニール加工業者は、転嫁して八％を請求して、いただいております。しかし、本体の価格を値引きして受注すれば、それは結局苦しいこととなります。

そもそも、日本の卸、小売、流通、飲食、そして建設業の下請、こういった庶民の生活にかかわった営業所では、粗利益がおおむね卸では一割、小売では二割というのが長い日本の歴史と伝統です。小売が三割も四割も利益があるなどというのには聞いたことがありません。卸も二割、三割あるなどというのには聞いたことがありません。

したがって、日本の商習慣として、小売は二割前後、卸は一割前後、こういう中で、今八％で、

結局、小売業では粗利益を三割近くに上げないと営業が続けられないこととなります。まさに消費税は、業者にとつて、転嫁できても転嫁できなくても最悪の税金です。

私どもが実施しております二〇一五年下期の営業動向調査によりますと、消費税問題が営業上困っていることのトップであります。四三・三％です。消費税が転嫁できない免税業者が六七・七％です。一〇％になった場合、廃業せざるを得ないという業者は、流通、小売、商業関係で一〇・二％、宿泊、飲食業で一五・三％に上りま

す。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重い、大変不公平な最悪の消費税です。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則。税制は再配分をするということ、納税の義務が課せられております。したがって、消費税は廃止こそが求められております。

この経済状況で消費税の一〇％への増税が果たして可能なのかということも含めて御論議をいただきたいというふうに思ひます。

事業所の六割、五百万者を占める免税業者を取引から排除するようなインボイス制度は、多くの免税業者を市場から退場させることを強いるものになります。地域経済への打撃ははかり知れませんが、政府が掲げる一億総活躍社会のスローガンにも反するものになるのではないのでしょうか。

所得税法等の一部改正に関する法案を廃案にし、消費税増税を中止し、真の景気回復を講じられることをお願いしたいというふうに思ひます。

以上です。ありがとうございます。(拍手)
○宮下委員長 ありがとうございます。
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○宮下委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤井比早之君。

○藤井委員 自由民主党の藤井比早之です。

本日は、竹森参考人、森信参考人、太田参考人、三名の参考人の皆様に、お忙しい中、意見陳述をしていただきまして、ありがとうございます。

これより、消費税法等の一部を改正する法律案につきまして、参考人に対する質疑を行わせていただきます。

まず、安倍政権三年間の経済政策への評価についてお伺いさせていただきたいと思っております。

平成二十四年、二〇二二年十二月の第二次安倍内閣発足後、この三年間で名目GDPは二十七兆円増加し、企業の経常利益は過去最高水準となっております。

平成二十七年、二〇一五年十一月現在で、就業者数は百万人以上増加し、失業者数は五十三万人減少し、有効求人倍率は一・二五と二十三年ぶりの高水準となっております。不本意非正規雇用者数は二十一人減少し、二〇一五年の賃上げ率は十七年ぶりの高水準となっております。

経済再生なくして財政再建なし。税収増で財政健全化も着実に進んでおります。基礎的財政収支、プライマリーバランスの対GDP比は、二〇一五年度のプライマリーバランス赤字対GDP比半減目標のマイナス三・三%を達成し、二〇一六年度はマイナス二・九%へと縮小する見込みとなっております。特に、国と地方を合わせての税率引き上げ分を除いても十三兆円の増収ということになります。

こうした安倍政権三年間の経済政策への評価につきまして、竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思っております。

○竹森参考人 どうもありがとうございます。私は、安倍政権が発足する前から、金融緩和を中心として経済を刺激するということを提案しておりましたので、私の考えたとおりのことが実行されて成果を上げているということは、大変うれしく考えております。

ただ、先ほども申しましたように、これから本

当に成功するというものためには、設備投資が盛り上がるのがポイントであるというふうに考えています。これは、昨今、盛り上がる景色が何度か見えながら、海外の状況が不安定なために落ち込んでいるということですね。

私としては、今の状況は、例えば二〇〇八年とか二〇〇七年のように危機的ではないので、今の方針を貫いていけば、海外が安定してきたときに、徐々に設備投資も盛り上がるだろうし、輸出もふえるだろうというふうな期待しております。

○藤井委員 ありがとうございます。

まさに、ここしに入ってからずっとぐずつきぎみというところがございまして、中国経済の減退や資源エネルギー輸出、新興国の危機だけではないと、先ほど竹森参考人は、米国の政治の混迷が世界経済の不確実性の要因となり得るとのお話がございました。

現下の世界の経済金融情勢と日本経済への影響につきまして、その点、もう少し詳しく、外部要因につきまして、具体的に竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思っております。

○竹森参考人 結局は、投資の問題だと思えます。つまり、二〇〇九年に、リーマン・ショックが起こりました後に、貸し出しが世界的に大幅に下がりまして、それで需要が下がって、日本の輸出も大打撃を受けました。ああいうような危機というのはいずれも考えられません。

結局は、中国が景気については元凶で、中国は世界の鉄の半分をつくっているんですが、そんなにもやっつけられないんだらうというところで、需要が少し下がったことで新興国が苦しんでいる。また、新興国のウエイトが小さいので、結局、中国ですね。ただ、中国は、景気が物すごく落ちると政権の存亡問題になりますから、何かやるだろうというふうな考えはあります。

ですから、大崩れはないけれども、ただ、これを安定させて、次はどこへ行くか、その次のステップですね。ですから、TPPをアメリカが批准でもしてくれれば、次は何を目指しているかが

はつきりするんですが、そういうことが見えないというのが今の問題だと考えております。

○藤井委員 ありがとうございます。

先ほど、設備投資が本場に鍵であるというふうにおっしゃいました。まさに、成長なくして分配なしといえますか、このたび、GDP六百兆円規模の経済を実現するために、設備投資の拡大、賃金の引き上げ、そして雇用の安定、労働参加、こういったものを推進していくことが重要だと考えております。

金融政策として、日本経済としてこれから必要なこと、このたび税制を提案させていただいておるところなんですけれども、そういう政府としての取り組みについて、ここは必要だということも竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思っております。

○竹森参考人 税制について申し上げますと、先ほど申しましたように、外形標準プラス法人税の所得分への引き下げ、私は、これは、目標は非常によくわかるけれども、実際に、そのとおりの例、つまり、利益を上げる企業が投資をふやし、一方、不採算の企業が撤退するというような具体例が出てくる必要がある。そのためには、ミクロ面で、例えば企業買収についての自由化とか、そういうものが進められる必要があるだろうと思っております。

先ほど申しましたように、シャープと鴻海の例はいわば試金石で、まさに赤字企業が退出し黒字企業に取ってかわられるということで、これが成功するようであれば、こういうふうなシナリオが描けるんだというので、後に続く企業が出てくるということが期待されると考えております。

○藤井委員 ありがとうございます。

本法案には、国際競争力強化、投資の拡大、海外移転の防止などの観点から、法人実効税率の引き下げが盛り込まれておるところでございます。

法人実効税率は、平成二十五年年度の三七%から、平成二十六年年度は三四・六二%、平成二十七年年度は三二・一一%、本法案による改正によりま

して、平成二十八年年度は三〇%を切ります二九・九七%、平成二十九年年度は二九・七四%へと引き下げられることとなります。これによりまして、欧州各国と遜色のない、フランスは下回って、ドイツと変わらないという法人実効税率を実現することができるとです。

このたびのこうした法人実効税率の引き下げに対する評価、効果につきまして、竹森参考人と森信参考人にお伺いさせていただきたいと思っております。

○竹森参考人 もちろん、引き下げということはいわば国際競争が法人税について起こっているということも考えて、必要だとは思っています。

ただ、他方で、今、租税協定をいろいろ結んだり、あるいは国際的な税のハーモナイズを考えているというのも重要でありまして、余りお互いにとんどもんと下げる競争をしないで、税収がどんとどんと下がる競争をしないで、税のハーモナイズを図ると同時に、その引き下げを前向きに進めるということがプラスだと思っております。

○森信参考人 お答え申し上げます。私の考えは、法人税率の引き下げというのは、日本が好んで下げる話ではなくて、国際環境の中で引き下げざるを得ない、したがって引き下げたというのが正しいのではないかと考えております。

といいますのは、結局、法人税というのは、国際競争の中で日本以外の国がどういうふうな税率を張ってくるのか、これが一つ、我が国の立地の競争力という観点からは大きな影響を持つと思っております。そういう意味で、引き下げ自体については、私は、やむを得ない選択としてこうせざるを得なかったというふうな前向きに評価をしております。

ただ、その中身にやや問題があると思っております。一つは、先ほどから御議論がありました、外形標準課税につきまして、ここまで税率を下げてきた財源として外形部分の拡大というのがあつた

わけですが、これは実質は付加価値への課税、つまり、付加価値の大部分は賃金ですから、結局、賃金へ課税することになるわけですね。

それで、実は、これは国税ではありませんので、そういうことが余り問題になっていないのかもしれないませんが、基本的に、賃金への課税というのが、結局、企業にとつては、雇用をたくさんふやす、あるいは非正規から正規雇用にするといったことへのデイスインセンティブになる可能性が高いんですね。

したがって、外形標準課税、外形部分を拡大して法人税率を下げるということ自体は、私は、必ずしもまだアフレから脱却できていない中では、本当に正しい選択かどうかというのは、若干これから見守っていく必要があると思いますし、今後、この外形部分をさらに拡充していくことにつきましては、これは都道府県税ですが、日本の税制が世界のほかの国の法人税制と違ったものになつてくる。つまり、ほかの諸外国の税制は所得に対する税負担、しかし、日本の場合には、中身を見てみますと外形部分の負担が相当あるんじゃないかということで、日本の税制がちよつと違った方向に行くのではないかとこのように思うわけですね。

以上です。

○藤井委員 ありがとうございます。
国際環境を重視しなければいけない、また、いずれにいたしましても、設備投資と賃上げや雇用に重視した政策展開が必要だということなんだと思います。

特にGDPにつきましては、公債残高の対GDP比を見る必要があるというふうに思いますけれども、何よりもそうしたGDP比で考えていく、その考え方の大切さにつきまして、竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思ひます。

○竹森参考人 今ビジネスの国際競争の話が出たのでお話ししますと、今、二つの企業が競争している、ある企業が一千億円出した、では、うちも一千億円出さなきゃいけないことがあつた

として、一方の企業はもう一つの企業の倍の内部留保があつたというときに、内部留保の小さい方にとつては一千億円というのは痛いわけですね。

そういう例えを何で申し上げたかというところ、日本のGDPというのは公的債務の二分の一しかない、つまり公的債務は二倍ある。そういうときに、公的債務を下げるのはいけれども、大事なものはGDPが減らないようにするということであつて、同じだけ公的債務とGDPが下がると痛いわけですね。

これは、例えば、アメリカやイギリスと別でありまして、アメリカやイギリスではGDPの方が公的債務よりも大きいわけですね。そのときは、一生懸命財政再建をやつて同じだけ下がつても、向こうはいいけれどもこちらはだめだということがあります。

両方を視野に入れるということであれば、GDP分の公的債務という数字に注目すべきだということに私は考えています。

○藤井委員 ありがとうございます。
いずれにいたしましても、GDP六百兆円といいますが、GDPを上げる、そのような政策展開が本当に必要なということ。ありがとうございます。

この法案には、まさに消費税の軽減税率導入でございますけれども、国民の皆様が毎日購入されております飲食料品の消費税の軽減税率、これが盛り込まれております。

飲食料品に係る消費税の軽減税率につきまして、飲食料品は国民の皆様が日々消費していただいているものであり、買い物の都度、痛税感を緩和していただけたらというところかと考えます。日々の生活の中で痛税感の緩和を実感していただけることは、消費者の皆様様の消費行動にもプラスの影響が、まさに増税によるGDPの減少を抑えるのに意義があるところとさせていただきます。

また、酒類、外食を除く飲食料品の消費支出に占める割合は、家計調査をもとに一定の前提のもと

と機械的に試算した場合、年収千五百万円以上の世帯では一五〇程度、年収二百万円未満の世帯では三〇〇程度と約二倍になっておりまして、酒類、外食を除く飲食料品への軽減税率制度の導入は、消費税負担の軽減の効果が所得の低い皆様の方により大きく及ぶことから、消費税の逆進性の緩和につながるものと理解しております。

本法案における酒類、外食を除く飲食料品への軽減税率制度の導入は、消費税の逆進性を緩和しながら痛税感の緩和につながるものと考えますが、本法案における消費税の軽減税率制度導入への評価につきまして、竹森参考人にお伺いさせていただきますかと思ひます。

○竹森参考人 どうもありがとうございます。

先ほどの発言では景気効果を話さなかつたので、それを付け加えますと、今、景気が悪いということと考えると、増税が起こつたときに、それを貯蓄で受けとめてもらいたいわけですね。貯蓄を減らして消費は余り減らさないでもらいたいわけですね。

ところが、消費税というのは、低所得者の方が食品の消費が全体の所得に占める割合が多いし、二番目に、低所得者の方が支出性向が高いんです。貯蓄が少なくて支出性向が高い。ですから、それを考えれば、消費税が上がれば低所得者の所得が減ると同時に支出全体が下がつて、それは景気に対する悪影響が出てくることは間違いないというふうに思ひます。

ほかの点は先ほどの発言にある程度ありまして、ので、とりあえずその点を発言させていただきます。

○藤井委員 ありがとうございます。

低所得者にとつたら、ここを高くしてしまうと、本当に飲食料品の割合が高いので、支出全体が減つてしまうということで、軽減税率の必要性というのを教えていただきましたありがとうございます。

先ほど、各参考人からお話を伺つておりますと、特に太田参考人から、インボイスの非常に懸

念といひますか、現場での懸念、そういったお話を伺つたというふうに理解しております。一方で、森信参考人からインボイスのメリットというのを触れていただいたんですけれども、その点をもう少し具体的に、特に価格の転嫁の関係でのメリットを森信参考人から、また、インボイス制度そのものの導入につきまして竹森参考人から御意見を伺ひさせていただきますかと思ひます。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私が配付いたしました資料の五ページを見ていただきたいんですが、五ページは、基本的に、消費税の仕組みとインボイスの機能を図示したものでございます。これは事業者間の取引の例でございます。

売り手が、ここは卸売と書いてありますが、買手手に物を売る、買手が売り手から物を買う。例えば、税抜き価格千円の物を買つたときに八十円の消費税がかかるわけでございますが、この千円の物を買う場合には、まず本体価格千円の請求が行きますけれども、それと、観念的に、別途に消費税、支払い消費税額ということで八十のもの別記されるわけですね。これは、もちろん一枚の請求書の中に書かれるときもありませんし、別のときもあるかもしれません、観念的には、別のときもあるかもしれません、観念的には、この取引に係る消費税額ということで、八十の消費税額を書いたものが買手手から売り手に渡ります。

売り手は、それを見て、そのインボイス、この①で渡つたインボイスを売り手は買手手から受け取つて、インボイスとともにこの八十を受け取つて、それを国に納税するわけですね。これは納税するわけですね。

国から見れば、その納税を見ながら、今度は、買手が次の段階に取引をいたしますときの取引全体に係る仕入れ税額控除といったときに、その部分だけを控除するというところになるわけですね。つまり、消費税は、買手手から売り手に八十を払いますが、それは国に納税されますが、買手手にとつて、それはその同額だけが控除される、払

うけれども国から控除される。こういう仕組みをつくることよつて消費税というものが初めて間接税になるわけなんです。

消費税というのは事業者が負担する税ではございません。最終消費者が負担をする、そういう税なわけで、事業者は要するにぐるぐる消費税を次の段階に転嫁させていく、そういう機能の税なわけです。

したがつて、インボイスがあることよつて支払い消費税額がはつきりして、それが次の段階では自分のところに必ず仕入れ税額控除として返ってくるということですから、ここで支払い消費税額を安くしろとか値切つてしまえとかいうことが基本的には起きにくいわけなんです。

つまり、日本の今の消費税のシステムだと、課税売り上げ掛ける百八分の八、課税仕入れ額掛ける百八分の八をして、割り算をして、後、引き算をするわけですね。今申しました売り上げ掛ける百八分の八引く仕入れ掛ける百八分の八というのは、括弧でくくりますと、売り上げから仕入れを引いたものに百八分の八を掛けている、こうやつて今日日本の事業者の方は消費税額を計算しているわけです。

これは、言つてみれば直接税なんです。税率が百八分の八という直接税というふうな頭の中ではでき上がつてしまふんです。

したがつて、例えば、よく、リフォーム会社が、いろいろリフォームを頼んだときに、最後に、消費税八％分が書いてあつたら、これぐらいはちよつとつけてほしいよねというふうなことが起きやすいですね。しかし、このインボイスがあれば、それは全く間接税として機能する。ぐるぐる回るものですから、その八％の分だけ請求しないでくれというふうなことは、まず事業者間では起きないと言われております。

したがつて、私も、フランスもドイツも課税当局の人と話しましたが、事業者間で転嫁の問題があるというところは一切、まあ一切とは言つていませんが、基本的にはないというふうな彼らは

言つておりました。

ちよつと長くなりましたが、以上です。

○竹森参考人 先ほど議論を聞いておまして、森信さんは軽減税率は反対だけれどもインボイス賛成ということで、太田さんはインボイスそのものが反対ということですね。

私は、消費税というものに国の歳入を期待した以上、ちゃんとしたものが計算されて、これだけ間違ひなく納めましたという仕組みができることは当然だろうと思つています。したがつて、私は、今の点については森信さんに全く賛成であります。

ただ、何でインボイスの問題が出てきたかという点と、そもそも軽減税率ということが問題になつたので、このままではやれないだろうということ、日本国民の多くも、えつ、今までこんなにかげんなことをしていたのというのが率直な意識だと思つています。

それが正常化されるというのは非常に望ましいことですが、しかし、今までこういうふうなやり方をしている、それが変わるということであれば、残念ながら、対応する側もいろいろと問題があるということは先ほど聞いていてわかりました。したがつて、ある程度の時間は必要だろう、時間の猶予が必要だというふうな考えています。

○藤井委員 ありがとうございます。

インボイス制度をいろいろと具体的に御説明いただきまして、ありがとうございます。ただ、最初の意見陳述にありましたように、太田参考人がおっしゃつたように、本当に現場で物すごい懸念の声があるというのには確かでございます。このたびは平成三十三年四月までということで移行期間を定めておるんですけれども、こうした点について、やはり政治としては現場の声を含めた実現ということが必要なかとは思ひます。

時間が参りましたので、これで終了させていただきます。ありがとうございます。

○宮下委員長 次に、齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 公明党の齊藤鉄夫でございます。きょうは、三人の参考人の方には、お越しをいただきまして、御意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございます。

早速ですが、質問をさせていただきます。まず初めに、竹森参考人と森信参考人にお伺いをいたします。

先ほどの藤井委員の議論でも話題になりましたけれども、消費税の軽減税率が逆進性対策になっているのかどうかという点をもう一度確認させていただきますかと思ひます。

竹森参考人のお話で、最後のページにそのことが書いてあつたんですが、お話を伺つておりましたら、最後、時間がなくなつたせいか、ここについては余り説明がありませんでした。この点についてお伺いしたいという点。そして、森信参考人からは、お金持ちにより恩恵が大きいという言葉もございました。つまり、逆進性対策になつていないということかと思ひますが、このことについて、二人の参考人の御意見を伺いたいと思ひます。

○竹森参考人 では、私からお答えさせていただきます。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この議論は非常に混乱しております。この間も日経に、エール大学の博士号を取つている方が、軽減税率は高所得者の方が控除額が多いから逆進的だという議論をされていたんですね。

ちよつと簡単な例を考へていて、今、高所得者は一億円の所得で、低所得者は二百万円の所得です。高所得者には一％の所得税をかけて、低所得者には一〇％の所得税をかけたとする。これはほんでもない逆進的な税制であります。

ところが、高所得者は、一億円の一％ですから百万円納税する。低所得者は、二百万円の一〇％ですから二十万円の納税する。額からすれば低所得者の方が少ないから、こういうのを累進的とかというところでもない話で、これは逆進的であ

ります。

正しい考え方は、高所得者は食品に所得の一割を使う、低所得者は九割を使うとすると、低所得者の場合は軽減税率の八％に近いものが実効税率であつて、高所得者の場合は基本税率の一〇％に近いものが実効税率になりますから、これは累進的ということになります。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私の資料の四ページを開いていただきたいんですが、これは世帯年収ごとの消費税の負担割合、消費税が年間収入に占める割合をグラフにプロットしたものでございます。

これが、先ほどもちよつと申し上げたんですが、右肩下がりになつていて、税のいろいろなグラフを見ますと、基本的には高所得の層ほど負担が重くなる。これが一般的な姿で、これをプログレッシブ、累進性と呼ぶならば、この姿は逆になつていまして、逆進性じゃないかということでございます。

それで、私が申し上げたのは、軽減税率を入れますと、この緑のラインが青のラインになるわけでございますが、この青のラインは、いまだ逆進性という性格においては変わつていないのではないかと。確かに、緑から青への下がり方が、低所得者層の方が少し大きい、空間が少しあいておりますが、それにしても、トータルでばつと見たときには、逆進性というのは何ら解消されてい

ない。それが、もし代替措置ということでは何かの政策が許されるならば、この赤いラインでつくつております給付付き税額控除を入れれば、例えば二百万から四百万の間は右肩上がりになつていて、これは、逆進性ではなくて累進的になつていて、そういう姿が描けるということ、私は、軽減税率には逆進性対策としての効果はないというふうなちよつと申し上げました。

以上です。

○齊藤(鉄)委員 この四ページの図ですが、実は私もこの委員会であつたというグラフを使つて説明を

させていただいたんですが、つまり、この水色の線から軽減税率を入れた青の線に負担率が下がる、その下がり方、幅が問題である。

明らかに、この幅は低所得者層ほど大きくなっているわけです。右に行くほど小さくなっていきます。右端と左端で、実は五倍の差がございまして。

そういうことは、明らかにこれは逆進性対策になつていふふうには、しかもそれは連続的になつていふふうには、一部の人だけではなくて、連続的な逆進性対策になつていふふうには、このように私としては申し上げさせていただいたところでございまして。

その点についてはいかがでしょうか。

○森信参考人 お答えいたします。
私としては、この右肩下がりが逆進性だといふふうに認識しておりますので、右肩下がりが直つていないといふところで、逆進性対策としては、必ずしも十分じゃないといふか効果がないのではないかといふふうな意見であります。

○斉藤(鉄)委員 ありがとうございます。
それから、森信参考人にもう一問。

最初のコメントの中で、一〇％段階では軽減税率に反対であるといふことで、一〇％段階ではという言葉が入っております。ということは、将来、少子高齢化が進んで社会保障もつとお金がかかるといふふうになる、税率も今のままではないかもしれない、そういう場合には軽減税率も対象になり得る、このようにお考えといふことでよろしいでしょうか。

○森信参考人 お答え申し上げます。

結論的にはおっしゃるとおりです。私は、一〇％引き上げ時、既に使途が社会保障に張りついている中で、後出しじゃんけんと言つて怒られますが、そういう感覚で軽減税率を入れていくといふのは、あるいは、さらにその財源も確保されていなくてそのまま軽減税率だけを決めていくといふのはおかしいのではないかと思つてます。

といふのは、将来的に、我が国の財政事情とか社会保障の状況を考えますと、どうしてもさらなる一〇％を超えた引き上げといふのは私には不

可避ではないかといふふうに思つてます。

そういう中では、諸外国の例を見ましても、むしろ軽減税率で必要最小限のところはピンどめして、すだめといふふうでしょうか、そのかわり標準税率を上げていくといふふうな政策をとつていかにざるを得ない。

生活必需品も含めて標準税率一本で一〇％以上に上げるということは、なかなか日本国民も受け入れられないのではないかと私は考えておりますので、一〇％を超えて上げるときは、私は、軽減税率といふものが税率の引き上げに対して緩和措置になるのではないかといふふうにお考えしております。

以上です。

○斉藤(鉄)委員 ありがとうございます。

竹森参考人にお伺いいたします。
余暇への課税が可能ならば、そのときは一律の税率がベストだと。余暇、つまり何もしないことへ課税することが可能だったら一律の課税がベストだ、ラムゼー理論の重要なポイントはそのことなんだ、このように最初に御説明いただいたんですが、ちよつとよく理解できませんでしたので、我々にわかりやすく説明していただけますでしょうか。

○竹森参考人 何か頭が混乱して、大変申しわけありません。

我々は、一律の税率だと価格のゆがみといふのはないといふふうにお考えのわけですね。ところが、今、消費税をずっと上げていって、たまたま一つの消費だけはどうやっても課税しようがないといふものがあつたとします。そうすると、そのものと比べて、代替性の高いものはどんどんどんな消費が不利になつていくんですね。ラムゼーが考えたところは、理論的に考えて、余暇といふものは何もしてない、ということ、何もしてなくても百円ずつ払えといふわけにはいかないの、これはできない。

ところが、最近、広告収入による媒体といふものができてからは、消費者にとつて、テレビを流しているのはただだと思つて、スマホはた

だだと思つていふといふ、強力なものが出てくるんですよ。

ですから、今回、例えば一〇％にしたときに、ではスマホは、それからインターネットはそれだけコストが高くなつたと思つてさかすかといふたら、恐らく誰もそうだと思わないといふわけですね。

それと比べて、活字媒体といふのは不利に立たされていふのが私のポイントでございます。

○斉藤(鉄)委員 もう少し私も勉強させていただきたいと思つてます。

それから、竹森参考人、もう一問。
活字、書籍は軽減税率の対象にすべきだといふ御趣旨でございます。

議論の中で、新聞の場合は、今回、週二回以上発行される定期購読のものといふことで、比較的線引きが可能だつたわけですが、書籍の場合は、この言葉が適当かどうかわかりませんが、有害図書かどうか排除するかどうかで線引きが難しい、我々政治家のレベルではそうなつたわけですが、この議論を通じては、いや、そもそも有害図書といふこと自体がおかしいんだという議論もございまして。

書籍への軽減税率の適用について、その線引きについてどうお考えになるか、竹森参考人の御意見を伺いたいと思つてます。

○竹森参考人 先ほどの件、ちよつとわかりにくかつたかもしれないので、もう一回申し上げますと、例えば、新聞は百五十円のもの、二割消費税がかかるようになると百八十円になる。それに対して、インターネットをあげる分にはただだ。今度またさらに上がれば、新聞はどんどん高くなる、インターネットはただだといふこと、どんどんインターネットに流れていくといふことです。それで、結局何になるのかといふと、広告媒体によつて支配されるメディアだけをみんな頼るようになる。

私は、今回、アメリカの大統領選挙でトランプが何であんなに人気があるかといふと、要するに、インターネットをあげるとトランプのニュー

スが出ていふわけですよ。彼が活躍すると、またどんどん出てくる。それでほかのニュースは入つてこないわけですよ、インターネットでは。それで何かどんどんトランプ人気といふのが出ていふんだと思つてますが、国民の形が変わると思つてます。

そういう観点から、有害、有害でないということとを国が全部分けられるのかといふと、私は分けられないと思つてます。むしろ、広告媒体だけによつて情報が伝わるようになるといふのがどうなのかといふふうには、将来的にはそういう議論をせひ進めていただきたいといふふうにお考えしております。

○斉藤(鉄)委員 ありがとうございます。
森信参考人にお伺いいたします。

先ほど見させていただいた四ページの図を見ても、給付つき税額控除が、対象を絞つた形で、低所得者対策としてより効率が低い、その論旨は非常によく理解できるものでございます。

他方、給付つき税額控除については、所得の把握が難しい、資産の把握もまた難しい。また、申請主義になります。実際にその方々の申請を受け付けて給付をするといふ、行政上の業務も多大なものになつて、今の人員では対応できない、こつ言われております。現実、簡素な給付も、申請率は決して一〇％といふわけではございません。

といふことを考えますと、給付つき税額控除は、確かにメリットもある、それは認めますが、現実、行ふのは難しいのではないかと、実行するのは難しいのではないかと、このようにも考えております。このことについての御意見を伺いたいと思つてます。

○森信参考人 お答え申し上げます。

確かに、今、斉藤先生おっしゃいましたように、給付つき税額控除の一つの問題点といふのでしようか、それはやはり、所得、資産の把握が完璧ではないじゃないかといふふうにおっしゃる、その点にあることは私も認めざるを得ないと思つてます。

ただ、まず二点申し上げたいんですが、一つは、しかし今も、所得、資産の把握が十分でないままに、例えば児童手当、それから、いろいろな保育園の保育料などでも必ずしも資産調査をやっておりますし、所得も、どちらか配偶者の片一方だけの所得で把握していたり、非常に不十分な社会保障制度が多々あるわけですね。

それが第一点ということで、つまり、それだからといってこの制度がだめだというふうにはならないのではないかと思います。

それから二番目に、その点をまさに解消するためにこの一月からマイナンバーが入ったわけですし、それから、来年中にはマイナンバーもできるわけで、このマイナンバーを通じて、例えば今おっしゃいました申請につきましては、マイナンバーというの基本的には国民全員にできるポータルですから、御老人の方が本当にあけて見るかどうかはちょっと別として、基本的には行政からのお知らせ機能というのがついていて、今度こういう制度ができたので申請をしてほしいということではないかと思えます。

それからもう一つ、やはり、マイナンバーができたことの結果、これは、世帯の所得、世帯の収入が把握されるようになったということだと思っております。税は個人単位ですから、税務署はAさんとBさんが同一世帯であるかどうかは一切興味がありません。しかし、このマイナンバーが導入されることにより、これは住民基本台帳とつながっておりますから、AさんとBさんが同一世帯であるということが把握できるようになったわけですね。

したがって、やはり、こういった新しいツールを使っていけば、さらには、例の預金付番も始まるわけですね。これは任意の形で始まっていきませんが、これが二〇一八年からですか、さらに三年後には義務づけられる可能性も出てきているわけですから、そういった、新しくとんとん政府の中

にできてきている、我々の手元にできてきている新しいツールを使っていけば、不正受給の問題とかいう問題は抑えられるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○斉藤鉄委員 ありがとうございます。
太田参考人に御質問申し上げます。
田田参考人に御質問申し上げます。
ですが、ちょっといらつしやらなくなったので、次に質問させていただきます。

森信参考人に、インボイスの導入についてお話をいただきました。今回、四期間準備期間を置く。かつ、その四年間の後、また三年、三年と、いわゆる免税事業者の方への配慮期間を置きまして、合計十年間ということになります。これに對して、改革が遅いのではないかとこの声も聞くところでございます。

このことについて、森信参考人、そして竹森参考人からお話を聞かせていただければと思えます。

○森信参考人 答え申し上げます。

私は、インボイスにつきましては、悪い面ばかり指摘されているが、決してそうじゃないと。特に、手間がかかるというふうによく言われますが、手間がかかるのは、私は、区分経理、複数税率の導入だと思っております。複数税率の導入による区分経理が手間がかかるのであって、インボイスはその手間を省くためにあるというふうには思っております。

これはドイツで日本人のお土産屋さんに行ったときの話でございますが、そのお土産屋さん、どうやって消費税を計算しているんですかと言いましたら、いや、とにかく全部レシートには消費税額が書いてあるから、売り上げと仕入れを全部、インボイスを二つの引き出しにためておいて、毎月来る税理士さんに渡して、そこで計算してもらっています、基本的には売り上げに係る消費税額を足していくだけ、仕入れに係る消費税額も足していくだけ、その差額が納税額になるので、インボイスがあるので非常に簡単に税額計算がで

きるということをしきりに言っております。

したがって、さらに事業者間の転嫁もできやすくなるというところがあるので、インボイスというのはなるべく早く導入すべきで、中間的に星印をつける方式がありました。私は、その星印をつける区分記載請求書等保存方式というのは事業者が二回手間がかかるのではないかとこのように思っております。まず区分記載にした上で、さらに次のまた三年後に本格的なインボイスが入るということで、二回システムの変更が生じる可能性が高いので、私が聞いている限りでは、大企業等は一回で済ませたいというふうな意向だと伺っております。

それで、もう一つ、免税事業者のことにつきまして、ちょっとお話をしたいんですが、私は、益税の問題がいろいろあるというふうに申し上げているんですが、これは免税事業者にあるというわけでは必ずしもないと思っております。

つまり、今の、この益税というのは何かという問題がいろいろあると思えますが、基本的に、私が問題にしております益税は、簡易課税の問題は別としまして、免税事業者から仕入れたにもかかわらず、仕入れた側の方がその仕入れに対して仕入れ税額控除ができる。したがって、これは必ずしも免税事業者の方に益税があるというふうには考えておりませんが、免税事業者と取引をする双方の中で、消費税が、払っていないにもかかわらず控除がされる、先ほどのくるくるの三面等価がどこかで断ち切られている、払っていないのに控除だけできるというこの制度が、今の消費税制度の中で、これは益税というのかどうかは非常に難しいですが、法律によってそういうことが認められている。

今度、インボイス制度が入りますとそれはできなくなるわけですが、そのできなくなるのが、さらに三年、三年ということでも六年もかかっているというの、私の感じからしますと少し長過ぎるのではないかと。

ロッパの例を見ましても、課税選択をして、その方がむしろ自分も、免税事業者も仕入れ税額控除ができるようになるから有利になる。例えば、個人タクシーさんなんかでも、これからは、もし課税選択をすれば、確かにお客さんには一〇〇の消費税を請求せざるを得ませんが、仕入れにかかっているガソリンとか修理代とか、そこに係る消費税額は全部控除できるわけですね。

だから、そういったメリットがあるということをしつかり説明すれば、三年、三年の六年という猶予期間というんでしょうか、それは少し長過ぎるのではないかと私は考えております。

○竹森参考人 太田参考人が戻られましたので、簡単に言いますと、先ほど太田参考人から景気の悪いときに大変だというお話がございまして、この猶予期間四年ぐらいというのは、これから経済政策が成功して経済が上向くというまでに四年ぐらいは考えていたのだと思っております。

○斉藤鉄委員 太田参考人、失礼いたしました。最後に、時間がないので、インボイスについても、転嫁対策等、大きく弱い立場の人の味方になるというお話が今あったところですが、これも、このインボイス導入について御意見を伺えればと思えます。

○太田参考人 やはりインボイスの導入というのは、日本の商習慣に歴史的にずっとないんですね、百年、百五十年の昔から。したがって、そういう新しい制度を導入する商習慣が根づいていくにはもともと時間がかかるし、生業層というのは、従業員を何人も抱えて、総務課がいて、帳面をやる人がいてという人よりも、お父ちゃん、お母ちゃん、で商売をやっている、こういう層が日本では非常に多いということなんです。そこに過大な事務負担をかけるこのインボイスシステムというのは、やはり業者にとって大変つらいことに

なる、そういう意味でございます。

よろしくお願ひします。

○斎藤鉄委員 ありがとうございます。

○宮下委員長 次に、古川元久君。

○古川(二)委員 民主党の古川元久でございます。

きょうは、参考人の皆様方には、お忙しいところ、大変貴重な御意見を拝聴させていただきました、どうもありがとうございます。

私は、消費税の軽減税率問題について御質問をさせていただきますというふうに思っております。

まず、森信参考人にいろいろお話を伺いたいと思っております。

私どもも、消費税の逆進性対策は給付つき税額控除で行っていくべきだというふうに考えておりますが、この給付つき税額控除というのは、私どもも政権でまさにこれを考えたときには、これは単に消費税の逆進性対策ではなくて、新しい社会保障制度の大きな目玉の一つだと、総合合算制度も同じなんですけれども。

特に、日本の社会保障制度というのは、課税最低限以下で、そして生活保護まで陥っていない、そういう非常に低所得の人たちについては、これまで、課税最低限以下の人たちは申告義務もないものですから、所得状況が把握をされていないという状況で、そういった意味では、非課税の人たちの扱いというのは、例えば年収が百万の人であるのと二百万の人であるのと、課税最低限以下であれば要するに同じ扱いがされていたわけですね。とにかく何か免除になれば一斉免除とか、一律給付なら一律給付と。

そういうものをも少し、所得が年収百万と二百万では倍違うわけですから、やはり同じ課税最低限以下でも相当違いがあるわけであって、そういう低所得の人たちの所得状況に応じてきめ細かい対応をしていくべきではないか。

社会保障制度を、どんどんどんどんと高齢化が

進む、そういう中で膨れ上がっていく、一方で借金がどんどんどんどん積み重なっていくという状況でありますから、やはり、これを将来に向けて安定したものにしていく、持続可能なものにしていくためには、従来の社会保障の仕組みというものを根本から見直していかなければいけない。

高齢者に偏っていたそうした社会保障を、社会保障といえは年金、医療、介護という三分野であったのを、我々のこの社会保障・税一体改革の中で子育てというのを位置づけて、かつ、とにかく年齢さえいってれば手厚くというんじゃないかと、やはり、人によって、若くても低所得とか、いろいろハンディキャップがあったりして大変な人たちがいる。ですから、年齢による区別じゃなくて、その人その人、個人個人の所得状況とかそういうものを丁寧に見て、社会保障制度を重点的、効率的に、真に救うべき人にきちんと手が届くような形にしていこう。

これが社会保障・税一体改革の一番の、最大の目的であって、そういう社会保障制度を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、その財源を、借金でとにかく次の世代にツケ回すのではなくて、できるだけ今を生きている我々の世代で分かち合っていくべきでしょうということで、消費税の御負担もお願いするという形だったというふう

に私たちは考えております。

そういう中でいいますと、この給付つき税額控除というのは、今回、私どもも消費税での逆進性対策ということで考えてはいますけれども、将来的には、従来の所得税の所得控除を税額控除のような形に変えていくことは所得再分配機能を強化することにもつながってまいりますし、また、先ほどカナダのGSTの話がありまして、勤労インセンティブの話もありました。消費税の逆進性対策以外に、ほかの面でもこの給付つき税額控除という仕組みを所得税の世界に入れていくというものを将来的にも考えられる。

そういう意味では、この給付つき税額控除という仕組みは、新たなこれからの時代の社会保障

の仕組みとして大変重要なものになってくるというふうに認識しておりますが、森信参考人の認識はどうでしょうか。

○森信参考人 お答え申し上げます。

基本的には、今の古川先生のお話と基本的な認識は私も同じくしております。

そもそも、給付つき税額控除というのは、何も消費税の逆進性対策のためにある制度ではありません。もともと、これは歴史をたどりますと、ニクソン、フォード政権のときに負の所得税から発展してきたものだということなんです。それよりもむしろ欧州でいろいろな展開を見せております。

二つほど御紹介したいと思いますが、一つは、何といつても一番有名なのはブレアの改革でありまして、これはいわゆる第三の道というふうに行われて、ブレアがサッチャー、メージャーから続く保守党から政権を奪い返したときの最も国民に訴える政策が勤労税額控除。勤労税額控除の間は給付がもらえる。インセンティブが働くのでみんなが働いて、有名な言葉は、社会保障の生活保護というセーフティーネットからトランポリンへ、それから、ウエルフェアからワークフェアというふうにも言っております。

つまり、自分で勤労インセンティブを高めることによって将来の老後不安を解消していこうという、そういうある意味では非常にきつい政策だったと思えます。

しかし、その結果、英国の社会保障のセーフティーネットである生活保護の支給は減りまして、結果的にはブレアは財政黒字に向けて達成ができたという大きな成果を持っております。

もう一つはオランダの制度なんです。オランダは、オランダ病というふうに言われて非常に苦しんだ時代がありまして、そこでワッセナー合意というのを政労使で行いました。そのときに、やはり経済が悪いので、一・五人型の経済とよく言

います。しかし、市場に出ていって、それが一でカウ

ントされると働く場所を奪ってしまう、そういうことで、旦那が〇・九だったら自分は〇・六とか、合わせて一・五ぐらいの形で労働市場に参加していくような政策を考えたいわけなんです。

そのときに、しかし、専業主婦世帯の方が労働市場に出ていっても、すぐ税金がかかる、あるいは、オランダの場合には非常に高い社会保険料負担がかかります。三〇％ぐらいで課税最低限なしにかかってくるわけですが、そういったものがあるので手取りが減ってしまうということで、働いても損だと。それを防ぐために、オランダではいわゆるポバティートラップ、働いたけれども、かえって手取りが減ってしまうんじゃないかというふうなことがないために、この勤労税額控除、オランダでワーキングタックスクレジットと言います

が、そういうものを導入しているわけですね。

つまり、私は、これからの社会保障ではやはり一番欠けておるのは、そういう非正規雇用といいますが、ワーキングプアといいますが、フルタイムで、最低賃金で、働いても二百五十万、三百万以下で、結婚ができない、そうすれば子供もできない、そういった状況への最も有効な日本以外の国の施策がいわゆる給付つき税額控除、ワーキングタックスクレジットであったり、チャイルドタックスクレジットであったりしますが、そういったものだと思います。

したがって、この給付つき税額控除というのは、何も軽減税率の代替だけのものではなくて、そういった新しい社会保障の地平線を、水平線ですか、開くものだというふうに思っております。

以上です。

○古川(二)委員 ありがとうございます。

だからこそ、我々もマイナンバーを導入したのは、まさにそういう新しい社会保障制度をつくり上げていくためには、今まで把握されていなかった課税最低限以下の低所得の人たちの所得を把握する。

この中でも議論があつて、所得が把握できないんじゃないかという話。国税庁は確かにそうかも

しませんが、さつきから森信さんもおっしゃっているように、市町村とかなんかはそういう低所得の人たちの、別に課税は関係なくても所得情報把握できることになるわけですから、そういう意味ではかなりきめ細かいことができるようになって、この給付つき税額控除を初め、また総合算制度も含め、いろいろこれからの時代の新しい社会保障制度が設計していきけるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味でも、まずは消費税の逆進性対策としては、我々も、森信さんと同じように、給付つき税額控除を導入してやっていくべきだと。ただ、そこに至るまでには、これはマイナンバーの定着とかそういうのも見なきゃいけないですから、それこそ今の児童手当のように、給付という形で、当面は簡素な給付措置を拡充するような形でやっていくというのが我々の考え方であります。

その上で、先ほど斎藤委員との質疑の中で、さきよう森信参考人から最初のお話であったのは、とにかく軽減税率の仕組み自体が、やはり仕組みが根本的に問題があると。それこそ、OECDで、もうこれは非効率だということが指摘をされているというお話もありましたし、私も森信参考人も役所でいろいろ消費税の導入を検討したときに、ヨーロッパは入れていきますけれども、みんな後悔しているんですね、やらなきゃよかった。しかし、やってしまうと、なかなかこれはやめられないからということになる。先ほどちょっと森信参考人は、一〇%以上になったときにはというお話を言われましたが、最初のお話の中で御指摘をされたさまざまな問題点、特に、要はどこで区別をするかということですね。口でこれはと言つて区別するのは簡単なんですけれども、実際に現場になると、この委員会の質疑の中でも、やはり現場ではどうしてもその境界というのがはつきりしてこないし、混乱する。

結局、一度そういうものを入れると、まさにか

つての個別物品税の時代、この中には個別物品税の時代を知らない方もふえてきているので、その混乱というのが、大変さというのがわからない人も多いんだと思うんですが、個別物品税のときに、結局政治的な力があるところが非課税になつて、そうじゃないところが課税になるみたいな形で、かつまた、あのときは、何がぜいたく品かという、要するにぜいたく品の定義づけ、それが非常に難しいということ。

消費税の導入に至った一つの大きな理由は、個別間接税、物品税で、政府がこれはぜいたく品だ、これはぜいたく品じゃないというのは、価値観の多様化した時代にやはり無理があると。そういう意味では、付加価値に着目して、消費者から見れば、価格に応じて、高いものを買ったときは高い負担、安いものときは安い負担という、消費税というのはそういう意味で公平だろう。まさにそういうところで消費税が入つたと思うんです。

この軽減税率を導入すると、昔の個別物品税のときと同じことがまた復活する。今度は、何がぜいたく品かじゃなくて、何が生活必需品か。先ほど竹森参考人の中でも話がありましたけれども、結局、これが生活必需品だと言つては簡単なんですけれども、しかし、人によつて、今の価値観の多様な時代には、やはり生活必需品のいろいろバラエティーもあるわけであつて、そういう意味では、現実的にこれを区別していかうとか、これだけとやろうとすると、やはりそこにいろいろなゆがみが生じてくる。

そういう意味で、私は、税率にかかわらず、やはり仕組みとしてこれは導入すべきではないんじゃないかと。そうじゃなくて、さきよう議論されているように、給付つき税額控除という形でやっていくべきものだというふうに思いますが、その点、ちょっと確認をさせていただければと思うんです。

○森信参考人 お答えします。私も、一応消費税を勉強している学者として

は、これは絶対入れるべきじゃないと思いが、長年役所におりまして、現実の世界も少し知つておるものから、やはり一〇%を超えて引き上げる場合には、これは入る可能性があるのではないかと、しかし、もう既に入っているわけですが、そういうふうな気持ちでお答えしました。軽減税率は基本的には入れるべきではないということは考えております。

○古川(元)委員 ありがとうございます。その上で、先ほどからも話がありました、森信参考人はヨーロッパのいろいろな、現場が混乱しているとか、問題になっている事例もよく御存じだと思つたので、ぜひ少しここで具体的な例をお話していただきたいと思うんです。

この委員会、予算委員会なんかもそうなんです、特にイートインとテークアウトの区別、分け。今回ですと、とにかく買う段階でテークアウトとさへ言えば、あとは買った人がその場で食べようとか何しようとかこれは軽減税率だということだそうなんですけれども、そうすると、必ず現場で、イートインだといつて食べている人と、その隣でテークアウトで買った人間が食べ始めたなら、そこでやはりトラブルなんか起きたりする。

ですから、やはり同じような問題がヨーロッパではあると思ひますし、では、そこをどうクリアしているのか。中には、私が仄聞するところによると、そもそもイートインもテークアウトも同じ値段にしちゃう。テークアウトの分の値段を上げちゃつて、それで値段を一緒にするというような例もあるとかいう話も聞いたりしますが、その辺のイートインとテークアウトの区別が混乱、ヨーロッパの実態について、わかりやすい実例があれば、ちょっとお話しただけですしょうか。

○森信参考人 お答え申し上げます。私は、特に消費税に関心を持ちつつ、ヨーロッパに数回旅行したことがありますので、その点について少し申し上げたいと思ひます。まず、これは御承知だと思ひますが、特にテークアウトとイートインについての話をし

たいと思ひますが、いずれの国も、この区分については今も頭を悩ませております。

例えば、イギリスの場合には、今、古川先生がおっしゃつたような、その場でお客さんに聞いて判断することになりまして、皆さんどうしても、テークアウトと言つて買つて、その場で食べるということが多かつたものから、数年前でしようか、レギュレーションを改めまして、温度で管理するということになつていくわけですね。したがつて、マクドナルドでは、お客さんが注文してから温かいものが出てきますから、ホットフードということで、テークアウトしようが、そこで食べようが、標準税率が課されることになつております。

しかし、何がホットフードかというのは、これをめぐつて訴訟もあります。ドミノ・ピザのデリバリーの訴訟とか、これは山のように訴訟が今も起きております。つまり、必ずしも温度だからといってうまくいっているわけではないというふう

に思ひます。それからもう一つは、むしろ日本の例に近いのはドイツだと思ひます。

ドイツは、基本的にはやはりファストフード店はお客さんに聞いて判断するというところで、私も、ドイツのハーゲンダッツですとか、行きまして、メニューを見ましたら、確かに、中で食べる一〇%の標準税率で、テークアウトすると七%。しかし、店の外にはベンチが置いてありまして、そこはどうなんだと聞きまして、そこはもう店は知らない、店のベンチだけでも店は関知しないということ、そこで皆さん食べているという実態が一つありました。

もつと私が驚いたのは、ドイツのマクドナルドですね。これは、実は、テークアウトの場合は先ほど言いましたように七%の軽減税率で、そこで食べますと標準税率一〇%なんです、値段は一緒にしてあるんですね。なぜ値段を同一にしてあるかという、ここで値段を変えると、先ほど申しましたイギリスのようなことが起きて、皆さん

テークアウトと言って買って、そこから辺で食べる。税務署から後で嫌みを言われるということを選択するために、とにかく、テークアウトしようがイトインしようが値段は一緒にしてあるんです。

しかし、ドイツのマクドナルドでは、必ず買うときに、お客さんにご飯を食べますか、それとも持っていくますかということをしつこく聞きます。それはなぜ聞かなくてはならないかと、テークアウトの人が何人で、イトインの人が何人かというのを分けて区分しなければ、きちんとした税務申告ができない。

このドイツの方式は、さすがドイツ人らしいなということ、すぐれているなと私は思っています、ドイツの税務当局の人と話をしたんですが、いやいや、それはそうでもないですよと。いろいろな申告を見ていると、みんなテークアウトしたような申告をしている店も相当あって、税務調査の一つとして、抜き打ちで、本当にテークアウトとイトインの比率が税務申告の比率と合っているかどうか、これを調査するのが消費税調査だということなことも言っておりました。

それから、今のドイツの例について申し上げたいんですが、そうすると、先ほどから痛税感というお話がありました、結局、事務コストが面倒くさいから同じ価格にしようということ、これはもちろん店の価格戦略ですから自由なわけですが、結局、そうやってしまえば、何のための軽減税率かというのがわからなくなってしまう。

つまり、お店にとってみれば、価格は、トータルとして納税額がしっかり計算されておればいいわけで、したがって、価格をどうつけるか。この間の八%のときも、牛丼を下げたところ、上げたところ、据え置きのところと出てきました、そういうふうな価格というのは事業者の自由な戦略ですから、そういうふうな考えますと、軽減税率で、二%で痛税感が緩和されるというのは本当かなという感じもいたします。

ちよつと長くりましたが、以上でございます。○古川(元)委員 ありがとうございます。

もう時間がありませんので、事業者の対応について、まさに税務の現場とかをやられた森信参考人と、あと、まさに御商売をやっていたりしやる太田参考人にお伺いしたいと思います。竹森参考人、済みません、ちよつと時間がなくなつて聞けないんですが。

来年の四月という、今からあと一年しかありません。このさまざま、システム改修から、あるいは、今のお話でもあった、現場で取り扱いをどうするか決めて、それで教育をするということまで考えて、そもそも、この一年というわずかな時間でもちゃんと対応ができる、混乱が生じないでやっていけると思われるか、お二人から御意見を伺いしたいと思います。

○森信参考人 私は、そこはきちつとやるしかないというふうには思いますが、きちつとやっても混乱が生じるといふことだと思えます。

特に、テークアウトとイトインの区別については、日本のようにグルメの発達した国で、デパ地下もあれば、さまざまなコンビニもあれば、こういったところでは、ある程度のトラブルが起きるのは避けられないというふうにも思えます。

しかし、きちつと決められた以上は、日本の税務当局、国税当局はしっかり全力でやるといふうにも思っております。

○太田参考人 一年でできるかと言われますと、無理だと思えます。

結局、例えばインボイスにしても、それからマイナンバーにしても、言ってみるなら官僚統制といいますが、町の八百屋さんとか喫茶店とか米屋だとか酒屋だとかという父ちゃん、母ちゃん、二人だけでやっているというふうなところに、大企業がやっているような完璧性を求めたつてそれは無理だと思えます。だから、これは大混乱に陥ると思えます。

結局、生業と言われている一千万以下の小さな

商売屋さんというのは、言ってみるなら、経済学的に言えば市場から退場していただくということになって、地方経済は大ダメージを受けるようになるというふうには私は思っております。

以上です。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

時間になりましたのでこれで質問を終わりたいと思いますけれども、今のお話を伺つても、まだまだやはりいろいろと議論をしていかなきゃいけない問題はたくさんあると思えます。それに、これは一度導入すると、繰り返しになりますけれども、本当にどんと穴が大きくなって、結局は、先ほど森信参考人からお話ありましたように、標準税率がどんと上がっていくということにやはりつながっていくんだと思えます。

やはり、そういった意味でも、これは私どもとしてはもう一度立ちどまって、しっかりと、我々が提案している給付つき税額控除と、そして与党の方が、政府が言われる軽減税率、何がいいのかと。その間は、ちゃんと法律上も、ちゃんと決まるまでの間は簡素な給付措置でやっていくということとは低所得対策で決まっているわけでありまして、それから、そうした形で、法に基づいて、現場の混乱がないようにやっていくことが我々政治家としての、国会の責任だ。

そういった意味では、しっかりと引き続き議論していただきたいということと与党の皆さん方、そして委員長にお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○宮下委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。きょうは、三人の参考人の先生方、まことにありがとうございます。私の方からお礼を申し上げます。

今回の、先ほどから軽減税率という議論も交わされているわけですが、これはもちろん、来年四月から消費税を一〇%に引き上げる、こういうことを前提にした議論なわけですね。

それで、昨年十一月二期のGDP、これは速報がこの前出ましたけれども、御承知のとおり、二期ぶりのマイナスということが明らかになりました。

先日、この委員会でも議論が交わされましたが、本田悦朗内閣官房参与も、来年の消費税増税は絶対にすべきではない、こういう御発言をされておられます。

本日、午前中の議論でも、実は、参考人でお招きをした片岡参考人は、来年四月の消費税増税は凍結すべきだ、むしろ消費税は八%から六%に減税すべきではないか、これだけ消費が落ち込んでいるときに、こういうお話をいたしました。

私は、このまま消費税を増税すると、やはり日本の経済に重大な打撃をもたらすのではないかと、こういうふうには思いますけれども、これは三人の参考人の方々、全ての皆さんにひとつ御意見を伺いたいと思っております。竹森参考人から順番にどうぞ。

○竹森参考人 どうもありがとうございます。現在の経済の状況については先ほど申し上げまして、今、日本の経済というのは、どんとどんとどんと対外的な依存度が強くなっておりまして、思ったほど輸出が伸びていないことはあります。ただ、崩れるというほどまでは、大崩れとまではいっていないので、非常に不安定が広がっている、これから中国はどうするんだろうという様子が見えるんだろうと思えます。

ですから、私は、この段階の予算で消費税をストップするというのは余り考えられないのであって、ただ、景気の状態というのはいつも見なければいけないので、その点については柔軟な判断がされるということを期待しております。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私は、消費税の税率の引き上げは必要だということに思っております。

それは、一つは、今、竹森先生からもお話をしましたように、日本のそもそも潜在成長力というのは一%弱だと思っております。したがって、

ちよつと何かあればマイナスになるといふのは、それほど不況が、経済の底が抜けるというふうな感じではないと認識しております。

そういう中では、アベノミクスにはやはり足りないのは、分配、社会保障政策だといふふうに思います。つまり、異次元の金融緩和と適切な財政政策といいますが、この二つは、結局、時間を稼ぐだけの政策だといふふうに思います。抜本的な成長戦略が打たれている状況ではありませぬから、むしろ必要なのは、ワーキングプアとか非正規雇用とか、そういった人々への手厚い支援だと思ふんです。

そういう意味から考えて、消費税率を引き上げて、既に子供、子育て等々に予算の配分が決まっているわけですから、そこをしっかりとやっていくことこそ景気対策になるのではないかとこのように今思っております。

それから、莫大な借金を抱えている中で、財政がこれ以上悪くなることは、やはり不測のリスクを日本国経済にもたらすのではないかとこのようにもつけ加えておきたいと思ふます。

以上です。

○太田参考人 今の景気動向を考えて、やめるべきだといふふうに思ふます。

理由は、とにかく、日本の中小企業、全体で八百万を超えるわけですから、その大体七割近くが赤字決算を出しているんです。ところが、では日本経済全体がそんなものかといふところが、じゃなくて、大企業ではかなり内部留保もふえているし、利益は上がっている。問題は、大企業の利益というのが国民全体に、下請や多くの国民にいわば滴り落ちてこないという現実がやはり問題だろうといふふうに思ふんです。

それが証拠に、預貯金ゼロという人が三％になつていふんですね。それで、格差はどんどん広がつて、二百万の収入しかないというワーキングプアがどんどんふえている。若い人にあつては、実に五割近くの人たちが非正規労働しかない、正社員になれない。ということ、若い人たちが嫁

さんをもらつて、あるいは嫁に行つて、若夫婦が二人生活するといふのが大変難しい時代になつて、子育ても難しくなつていふ。

したがつて、こういう状況の中で国民全体が豊かになるような政策を政治は行つて、全体の格差を縮めてやるべきだ、したがつて、来年の導入については延期をすべきだといふふうに思つております。

以上です。

○宮本(岳)委員 ありがとうございます。少しこの評価が割れたわけでありませぬ。

今、ちよつと太田参考人から、大企業は随分もうけが上がつていふだけども、それが滴り落ちていないといふお話がございました。竹森参考人も、業績は上がつていふ、これが新たな設備投資に本当に回つていくかが鍵だ。もちろん、お話の中では、設備投資だけじゃなくて賃金に回つて消費が喚起される、これが回つていかなければというお話があつたと思ふんです。

私、国会で大臣の方々と議論していても、そこがなかなかいっていないんだと。これは政府も認めなければいけません。では、なぜ滴り落ちないのか、どこに問題があるのか。これは竹森参考人、どうお考えになりますか。

○竹森参考人 まず、大企業がよくて中小企業がそれほどではないといふのは確かだと思ふんです。

一つは、大企業の方は輸出企業が多いからで、最初に申しましたように、今、円安のメリットを受けて、八十円が百二十円になれば五〇％収益が上がるということがあります。中小企業の場合、輸出を単体でやつていふ企業は少ないといふことから、影響が少ないと思ふんです。

問題は、その大企業の利益がどうやって中小企業に滴り落ちるかですが、これは、欧米の国を見ても、なかなか滴り落ちない。問題があることは確かであります。

ただし、私は、日本の場合は、滴り落ちないのはまだ十分水がたまつていないから、要する

に、まだ滴り落ちるほどの前向きな気持ちになつていないからだといふふうに見えて、したがつて、景気がよくなるような円安はまだしばらく続いていただく必要があるのであらうと思つております。

○宮本(岳)委員 大企業の内部留保というのは、麻生大臣も明確に答弁されていますけれども、三百五十兆になんなんとする史上最高のたまりぐあいでありませぬから、私たちは、やはり現場で起こつていふことといふのはなかなか深刻なんじゃないかといふふうに思つていふんです。

それで、ちよつと議論してみても、実際現場でどうなのかといふのは随分やはり認識が違ふと思ふんです。私は、この間、本場に小売の方々の生の声もお伺いをしてきて、この場でも御紹介を申し上げました。そして、ぜひ、参考人質疑にも業者の代表の方に来ていただいて、現場ではそんなに甘い状況じゃないよといふことをお聞かせいただくことが大事だといふことを申し上げてきたわけでありませぬ。

消費税の転嫁を一つとつても、これは現場ではなかなかそんな簡単な話じゃないと思ふんです。先ほど来、要するに、益税とかいいかげんなことになつていふんじゃないかといふ議論もされるわけですから、現場ではむしろ転嫁できないといふ現状が広くあるといふふうに私はお伺いをいたしました。

太田参考人の方から、少しそういう実情についてお話しただければありたいと思ふます。

○太田参考人 私どもが組織をしております事業者といふのは、一千万以下の売り上げしかないといふところが圧倒的に多いんですね。したがつて、現実問題として、転嫁といふような高尚な話ができるような状態ではないんです。突っ込み価格を幾らにしてくれといふ相対取引なんです。

そうすると、例えば一定の事業規模なら価格には今でいえば八％消費税をつけるのが当然だといふ認識があります。従業員を例えば十五人、二十人抱えているところの取引でいえば、自動的に消

費税八％を転嫁する、これは当たり前前になつていふ。

ところが、町のうどん屋さんやラーメン屋さん、あるいは小さな御商売をやつてみえる町工場、そういうようなところでは、消費税は込みだといふのが当然の認識としてあります。したがつて、幾らにしてくれといふ話なんです。先ほどちよつと紹介しました大阪の事業者の場合は、数億円の事業規模ですから、これは確実に八％常にもらつていふそうです。でも、価格交渉、本体価格のときにどうなのかといふたら、幾ら幾らと言つて提示をして、価格が高いと思つたら、もうそこからは注文が来ないし、よそへ行く。したがつて、怖くてなかなか、仕事を受注しなさいかぬから、価格はなるべく下げて、本体の価格を下げて、これぐらいでどうだろうといふ話をしていくわけなんです。

したがつて、問題は、それは利益に食い込んで価格を下げるということに現実にはなるわけですね。その売り上げに対して八％といふのはいたただける。いたただけるのなら、ちゃんとそんな滞納もなしにやれるはずじゃないかといふのが世間、普通の常識だと思ふんです。ところが、先ほど私が言ったように、小売や卸や何かでは、粗利益を含めてそんな二割も三割も、卸でいふたら二割も粗利益があるといふような商売は聞いたことがありません。そうすると、結局、身銭を切つていふことになるわけなんです。

したがつて、一千万以下の小さな御商売をやつてみえるいわば生業層、これが五百二十万近くあるわけですから、ここでは六七％の人が現実には消費税を転嫁できていないといふ回答が出てきていふんです。それが現状だといふふうに思ふます。

○宮本(岳)委員 軽減税率を入れて、そして消費税を引き上げたといふことをやつた場合に、要するに、インボイス方式が導入されようといふわけでありませぬ。先ほど、森信参考人の方から、この効果といふますか、よい面といふお話

もありました。

ただ、御承知のとおり、インボイス方式というものはずっと長い議論があつて、私もこの委員会の場で税務大学の望月俊浩さんの論文というのを紹介したんですけれども、インボイス方式には二つ大きな問題がある、一つは事務負担の増大、もう一つは、免税事業者からの仕入れが控除されないために免税事業者が取引から排除される、これを入れた場合には、望月さんは、この問題をやむを得ないものと割り切ることになる、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

ですから、これが入ると、免税業者が、結局、課税業者になるか、あるいはもう免税業者のまま、やっつけていけなくなつてやめざるを得ないか、こういうことになるということが私たちは非常に危惧されるわけでありまして、このことについて、森信参考人と、それから、もちろん、現場でこのことに本当に直面されている太田参考人の御意見を伺いたいと思つています。

○森信参考人 お答え申し上げます。

今の第一点の事務負担の増大という問題ですが、私は、先ほども申し上げたんですが、事務負担が増大するのは、複数税率にする、つまり、軽減税率を導入することが事務負担の増大を招くんだと思つています。

インボイスは、その増大する事務負担を軽減するために考え出されたヨーロッパの一つの知恵だというふうにお考えしております。したがつて、インボイスそのものが事務負担を増大させるという論理にはちよつと私は賛成しかねるといふふうにお思つております。現実問題、インボイスさえ集めておけば、消費税の計算は楽になるわけですから、しかし、複数税率になることに伴う事業者の手間は大変だと思つています。

それから、第二点ですが、これもちよつと宮本先生のお考えとは違つて思つていますが、私は、ヨーロッパの実態を見ておきますと、免税事業者も、課税選択をした方が自分たちも仕入れに係る税額控除ができるから得だなどという意識がやはりある

ようです。

フランスで聞いたんですが、フランスの税務当局が言つておりましたのは、本当に免税選択をしているのは、ブキニスト、これはセーヌ川でテントみたいなものを張つて古本を売っている人たちのことらしいですが、そういう人たちで、中小の事業者の方も免税という特権をむしろ使わずに課税選択をしていると。

それはなぜかと申しますと、結局、自分たちの仕入れには全部消費税がかかつているわけですね。免税事業者でも、小さな商店でも、自分の消費税申告は義務が免除されますが、仕入れには当然消費税負担がかかつているわけで、それがそのまままたまつてしまう。むしろ、これがそが、先ほどからおっしゃつておりますような損税というんでしょうか、自分のマージンの中から仕入れに係る消費税負担をせざるを得なくなる状況が続いているということだと思つておられます。

それを避けるためには、課税選択をすることによつて、例えば日本の個人タクシーの方も、今はほとんど免税だと思つていますが、むしろ、法人タクシーと同じように消費税をお客さんに転嫁することによつて、自分たちの仕入れに、つまり、ガソリン代とか修理代とかにかかつております消費税額が控除される、そういうことで利益を受けるのではないかとお思つておられます。

ちよつとこれは、単に頭の中の体操だといふふうには言われればそうかもしれませんが、現実にフランスではそういうふうなことが行われているし、その手間は、インボイスというものがあつてから手間をかけるにそういう課税選択ができるというふうにも言つておりましたので、私もそうかなといふふうにお思つておられます。

○太田参考人 私は、先ほどの発言の中で、山梨県の笛吹市の電気工事業者の人のお話をいたしました。

結局、商売を続けようと思つると、課税業者になる、それで商売を続けようという道と、課税業者はやめて、したがつて、ということとは、流通から

大手のところや公的な機関からの仕事というのは全部なくなりまして、当然それは、三割のそういう公的なところやインボイスが要るところのお客さんがある場合は、売り上げが三割減るといふことになりまして。

そうすると、三割減つては大変だといふことで、課税業者になる。そうすると、事務の煩雑さと同時に、非常に極端な言い方をすると、今まで免税業者である特典で、安い価格で、うちは税金はかかっていませんよ、消費税八%をいただきますよといふ商売をやつておつた小さなお店屋さん、結局、税金を含んだ高い価格にせざるを得ない。そういうことになると、今まで安かつたのに何で高くなるのといふ話になつて、結局は売り上げが落ち込む。

したがつて、免税業者になるのか、課税業者になるのかといふのは、小さな商売屋にとつてみると大変難しい、どちらを選んでもやはり大変な税の状況だといふのが今の現状だといふふうにお思つておられます。

以上です。

○宮本(岳)委員 重ねて太田参考人に聞きたいんですが、そういうことが起こるんじゃないのかといふ議論をここでやりますと、経過措置を設けたと。四年間の間は簡易なやり方で、それから、導入されてからも、結局インボイスは最初は八割、次は五割で六年間控除を見るところで、時間をおいたといふ話が出てくるんですよ。なかなか、時間を置けば何とかなる問題ではないか、私には思つておられます。そのあたりは、いかがですか、経過措置について。

○太田参考人 これは時間の問題ではないと思つておられます。

言つてみるなら、日本の商習慣の問題が強い。例えば、ヨーロッパなんかとの比較についていえば、中小業者の社会的地位の低さだとか等々を含めた非常に歴史的、伝統的な商習慣、そして粗利率の問題、それから、地域で生まれて育つて地域貢献をしている、地域コミュニティの中で商

売をやつている。

そういう中でいえば、極端な言い方をすると、請求書も口約束で、幾らぐらいかかるよ、うん、大体そのぐらいいだねと言つて商売を現実には電気工事なんかでいけばやつておるのがかなりあるんです。それで、何、あなた、五万円だと言つたがねとなるわけね。いや、実はあなたがこつちの工事が追加だとかこつちを言つたので五万五千円かかった、ごめんねと言つて、それで通用していくような社会の現実といふのはやはりあるわけですね。

そうすると、何もかも書類に基づいて、インボイスに基づいてといふのは、なかなか日本の商習慣に現実問題としてはなじまないのではないのか。ただし、それは生業層の五百十五万者ぐらいのところの話であつて、その中でちゃんとした企業化しているところ、事業として企業になつていくところについては、インボイスだとかそういうのは簡単にやはり移行できるのではないのかといふふうにお思つておられます。

いずれにしても、多くの人がこの問題で困難を抱えることは事実だ、時間の問題ではないのではないかとお思つておられます。

○宮本(岳)委員 先ほど森信参考人の方から、ヨーロッパの状況、軽減税率でイートインと持つて帰るのと混乱しているといふ話が詳しく随分ありましたけれども、太田さんも、ヨーロッパの現場を見てそういうことを調査されてきたと冒頭のお話でもございました。まさに、日本の目の前の商慣行に通じているだけでなく、ヨーロッパやカナダのやつている現場も見てこられた、そういう立場から、少し、海外についてどうお感じになつたか、太田参考人にお話しいただきたいと思つておられます。

○太田参考人 先ほど森信先生の話からあつたように、もう全くそのとおりで、私は、カナダへ行つたときには、調査団ですから十五人ぐらいで行つたんですけれども、パンは食料品になるのかならないのかといふことで、パンの中でも、あん

パンから食パンから、いろいろなパンがあるんですね。それも、一つの場合はどうなのか、五つの場合はどうか、十買ったときはどうなのか。朝からあんパンを食べる人もおれば、食べない人もいます。

そうすると、その食料品との区別はどこに境界線があるのか、結局、通訳を介してもなかなかわかりませんので、パンを五つ、あんパンを買ってきたり、いろいろのことをやるんです。結果、わかったのは、あんパンの場合に、上にゴマが振りかけてあるかどうか基準だということがわかりました。

ことほどさように、食料品、この区別というのは、ヨーロッパでもカナダでも、消費税が高くなればなるほど非常に混乱をし、現場ではあの手この手で安い税率に向けて考える人が出てくるというのが現状ではないか。いずれにしても、大変混乱をするのではないのかというのが私の感想です。

○宮本(岳)委員 我が党は、軽減税率の導入などというようなことではなくて、消費税の増税そのものをやめなさいということを繰り返してまいりました。

それは、業者の方々の大変な負担ということもありますけれども、冒頭、先生方と論じたように、日本経済の現状で本当にそういうことをやると、八%に上げたときの消費の落ち込みをいまだに引きずっている、この前、総理がそこで、いまだにその影響が続いているとおっしゃるわけですから、そこへさらに一〇%をかければ、日本経済そのものが大変な打撃を受ける。日本共産党は、断固、この増税中止を求めて頑張つてまいりたいと思っております。

本日は、大変貴重な御意見、まことにありがとうございますございました。

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。きょうも私が最後でございます、あと二十五

分間、おつき合いたいただきますようよろしくお願ひします。

まず最初に、参考人のお三方の皆さんには、お忙しい中、委員会にお越しただきまして、本当にありがとうございます。今、種々の議論を聞いていますと、いろいろな、お三方それぞれのお考えと共通するところ、そして少し違うところがあるなどというのを聞きながら感じていたところなんです。

これまで、この財務金融委員会でも、所得税法についてさまざまな観点から質疑を続けてきたんですが、私、おおさか維新の会は今、少数会派、少なくなつてしまつて、そういった意味で毎回質疑に立たせていただいているんですけれども、そうした中で、政府とやりとりをしていて、何か変じやないかなというところが幾つかありまして、そこについて、御知見をお持ちの各参考人の皆さんからお話をお伺ひしていきたいというふうに考えているんです。

まず、今出てきました軽減税率についてお伺ひしていきたいと思ひます。

政府は、なぜ軽減税率を適用していくかというときの数字を出せという話をしましたら、家計調査に基づいて、所得の高い低いを五段階に分ける家計調査の話もいつもします。そしてその中で、この軽減税率は逆進性を和らげたいということで今回やるんだという理由の中で、特に低所得の方の所得に占めるこの税額の割合が少なくなる分、低所得の方に対して痛税感を和らげるみたいな言い方をするんです。

一方で、額ベースで見たときには、やはり今回、軽減税率を適用できるのを見たら、食品とかが見ても、同じように高所得の方ももちろん食料品を買いますし、キャビアにしろ、A5の牛肉でもいいんですけども、高級品、いわゆる嗜好品の方が値段が高いわけで、通常考えて、またデータでも、高所得の方が今回の軽減税率で税額としてはかなり控除される、高うございませう。

具体的には、二百万円の所得の方は八千三百七十二円。この軽減税率、一〇%にせず八%にしたことで、二百万円未満の所得の方は八千三百七十二円。一方で、一千五百万円の所得の方は一万七千七百六十二円が免税という形になるそうで、税の額を見たら、圧倒的に高所得の方が、もちろん食料品の消費を考えても高くなつていくんです。

この辺、もちろん割合というのは一つの見方なんですけど、私は額の面も、非常に国民の感覚からしたら、本当にこれで低所得者対策になつていくのかというのには疑問に感じるところだと思ひます。そのあたり、例えばヨーロッパにいらつた参事の方でもいらつた参事の方でも、どいういった感覚で議論されているのか、もしくは御自身の価値観も踏まえた上で御発言いただければと思ひますけれども、そうしましたら、竹森参事からお願いいたします。

○竹森参事 先ほど申しましたように、所得が多いということは、何でも額が大きくなるんです。ですから、先ほど、所得税で、一億円をとつたら一%でいいといふとんでもない逆進的な所得税法をつくつたとしても、一億円の一%は百万円払うということになる。それに対して、二百万円の所得の人には一〇%の所得税をかける、幾ら払うかというのと二百万円払う。百万円と二百万円では二十万円の方が少ないだろう、これは累進的だといふのはないわけですね。ですから、これは明らかに逆進的で、パーセントで考えるべきだと思ひます。

私は、いろいろな問題があるけれども、やはりこういう議論をするときに、累進的か逆進的かというときに、何を言つていふのかというのにはパーセントでやはり確定するべきだと思ひます。パーセントで確定することの意味は、自分の所得が一%課税されるのと一〇%課税されるのでは働く意欲が変わつてくるんです。例えば自分の所得の九〇%課税されると、誰も余り働く気がしなくなるんです。

というふうなことで、パーセントというのが誰が何をしたいということを決めるときに大事なもので、パーセントで考えるべきだといふふうに考えています。

○森信参事 お答え申し上げます。私の資料の四ページをちよつと開いていただきたいんですが、

私は、逆進性といった場合には、世帯年収階層ごとに負担割合を並べましたこのグラフの傾き、これが右肩上がりではなく右肩下がりになつていふ、これが逆進性と呼ばれるものだと思います。

したがつて、逆進性を解消するかどうかといったときには、この傾き自体が下に平行移動しただけ、低所得者の方に少し割合が多いにしても、この右肩下がりがなくなることが逆進性の解消、逆進性対策だといふふうに思ひますので、これは軽減税率では確かに低所得者層の方が下がる割合が若干多いと思ひますが、それは逆進性の解消の議論ではないといふふうに私は思つております。

○太田参事 税の基本といふのは、国税庁のパンフレットを見ていただくとわかりますけれども、税と社会保障といふのは、たくさんお金もつけている人には高い税金で、そしてそのお金を社会保障という形で再配分をして、全体が、社会がうまく回るようにしていく、これが基本的な考え方だといふのが国税庁の方から出ております。

そういう点からいへば、軽減税率といふよりも、税を例えば五%に引き戻せば、これは多くの人たちが恩恵をこうむるわけですから、逆進性も何も、引き下げればよ。したがつて、当然こんな、税を来年の四月に一〇%にするなんといふのは、軽減税率を含めて許されなないといふのが私の立場です。

以上です。

○丸山委員 ありがとうございます。

そういった意味で、食料品とか、一律に高所得の方も低所得の方も消費するものの中で割合を使うといふのは、今の先生方のお話を聞いていても

非常にわかりやすいなというふうに思うところな
んです。

一方で、今回、新聞が食料品に次いで軽減税率
の対象になっています。私は、この委員会でも、
食料品の次に新聞が来るのか、おかししいじや
ないかというのをさんざん、役所とも何回も何回
もやりとりしているんですけども、いまだに私
はこれは腹に落ちていないんです。

その意味で、新聞なんか、低所得の方も高所得
の方も一律にとっているかという、食料品のよ
うに一律性は余りなくて、特に低所得、所得が落
ちた場合には真つ先に新聞というのはとらない方
が多くて、ただ一方で、では食べ物所得が落ち
たからとらなくていいかという、なかなかそう
いうわけにも、新聞ほど急激に落ちるものじゃな
いにもかかわらず、実は財務省は同じような割合
のパターンを平均で組んで、数字の統計を使つて
彼らに入れていくんです。そこは置いておいて、
新聞に対して、私はそういう意味でも明らかに
おかしいというふうに考えているんです。

ただ、彼らが言うには、ほかの地域でもやつて
いますよ、ヨーロッパでは入っていますよという
議論で言うんです。でも、聞いていくと、ヨー
ロッパは、その前にガスとか電気とかもしくは書
籍、やるんだつたら書籍も一緒に入っていると
か、その中の一部であるにもかかわらず、なぜか
今回、食料の次に、飛んで新聞みたいな議論に
なっているんです。

私は非常におかしいと思うんですが、そうお考
えになるかどうかも含めて、参考人の皆さんの御
意見をお伺いしたいんです。

○竹森参考人 どうもありがとうございます。
さよう私の発言は、最初に、軽減税率が理論
的に正当化されるのは新聞だというのが私の考え
でして、実際に新聞の売り上げがどんどん落ちて
いるというのはどこを見ても出ていますよね。私
は、これは明らかに消費税が入っているだろうと
いうふうに考えています。ほかのものはそんなに
落ちないだろうと。

先ほどから申し上げていますように、新聞の場
合は、無料のメディア媒体というものと闘わな
きゃいけないということがありますから、ちよつ
と値段が上がっただけでも大きく下がるわけ
です。

先ほど森信さんがヨーロッパの話されました
けれども、ヨーロッパは二〇%ぐらいの消費税で
すよね。それで、いろいろ問題があることは確か
ですけれども、では今、二〇%を導入したらどう
か。ヨーロッパ人は、今、グーグルがえらいでつか
い顔をしているのが嫌で嫌でしようがない。グー
グルだけがヨーロッパの情報を全部コントロール
するようになりましてよということを彼らに言つた
ときにどう考えるかというの、ちよつと私は興
味があるんです。

○森信参考人 お答え申し上げます。
私は、今の竹森先生の話とはちよつと違うん
ですが、新聞の売り上げが落ちていくのは、別に消
費税のせいではないと思います。

学生に聞きましたも、新聞をとっている人は一人か
二人なんです、今若者では。それはなぜかとい
いますと、ここは竹森先生のお話なんです、
ネットです。ただで見られるからということで、し
たがって、消費税の軽減税率を適用したからとい
つて、新聞の売り上げがふえる、あるいは下げどま
るといふことは私はまずないというのが基本的な
認識です。

したがって、今回の法律では、しかも税制改革
法では低所得者対策としてというふうに書いてあ
るわけですから、新聞が軽減の対象かどうかは、決
して低所得者対策ではないという点が一つ問題だ
と思います。

実は、私が最大の問題だと思つたのは、表で、表
というのどこが表かというの、難しいですが、
表でほとんど議論もなくて、連日連夜、食料品の
軽減税率が問題になって、外食まで含めるのかど
うかというふうなところが大きな議論になって、
その報道が中心である中で、その議論がほぼ終了

した後、実は新聞もということに入ってきたとい
うふうに、中にいない人間としてはそういう印象
を持つております。

そういう議論の仕方が私は公平ではないんじや
ないかと思つますし、もう一つは、新聞が活字文
化だということになれば、しかし、なぜ文化の中
で活字文化だけを優遇しないといけないのか、文
化といえどもとほかにもいろいろ文化がある
ではないかという議論に必ず来年以降はなると思
います。

そうすると、果てしなく範囲が拡大していくこ
とになりまして、これがヨーロッパで二〇%まで
消費税率が上がっている一つの原因かもしれませ
んが、そういう問題もあるということ、新聞に
軽減税率を今回適用することについては、私は反
対の立場であります。

○太田参考人 そもそも、新聞の購読が減つてい
るといふのは、税金の問題ではないと思つます。
というのは、町の中で生活をしておりまして、

私の町内に新しくワンルームマンションというの
がぼこぼこできるんです。そこで、町内会費を
大家さんにお願ひをして集めるわけですから、
も、実は、ワンルームマンションに住んでいる若
い人たちというのは、ほとんど新聞はとってい
ないです。

したがって、若い人たちが新聞を読まないとい
うのは、それはスマホだとかインターネットだ
とか他の媒体で新聞を引つ張ることができるとい
うようなことで、かなりそういう点では苦境にな
っているのではないのかというのが基本原因だとい
うふうに思つます。

それで、新聞がなぜ軽減税率に入つたのかとい
うのは、僕はこれは、ヨーロッパの経験の中か
ら、ヨーロッパでは新聞や書籍や旅行の電車賃、
列車だとか、それから二泊三日程度の宿泊につ
いてはイギリスでは税率が低いというような経過も
あって、新聞が組上つたのではないのかとい
うふうに思つます。

もインボイスが必要な軽減税率については反対だ
ということからいえば、当然これは反対だとい
うことです。

以上です。

○丸山委員 それぞれのお立場から御意見をいた
だきまして、ありがとうございます。
もう一つ御意見を伺ひしていきたいのは、先
ほど少し、最後の太田参考人からお話がありまし
たインボイスで、以前もお話があったんですけども、
事業者間の取引から免税事業者が排除され
てしまうんじゃないかという問題点についてなん
です。

これを政府に聞きますと、政府側は、特にB
ツリーBの商取引において、免税事業者さんがイン
ボイスを出せないがゆえに排除されてしまう可能
性があるというのは政府も認識している、特にB
ツリーBに対して問題があるというのは答弁してい
るんです。

でも一方で、問題があるとわかっているのに、
何をしますか、今からやるべきことがあるんじや
ないですかと伺つたら、現時点では施行までの時
間があるので、その間ウオッチする、ウオッチし
て、何か問題が出て声が上がってくるだろう、上
がってきたら対処するという答弁をしているん
ですけれども、今の段階である程度問題がわか
つていて、これに対して政府側が何かできる対
処を政府として思うところなんです。

そのあたり、お聞きになって、御知見を思うと
ころがありましたら参考人の皆さんにお伺いして
いきたいんですけども、まず、では、思いをお
伺ひの太田参考人、お願ひします。

○太田参考人 先ほど、六年間の間に準備したら
どうだという話でしたけれども、それは時間の問
題ではないのか。

例えば、私、先ほど言つたように、米屋なん
ですね。そうすると、米屋が、お客さんは全部一般
消費者だけなら、これは問題ないんですね。とこ
ろが、私が納入している中に例えば保育園がある

とか、現実には何軒か保育園があります。当然、これはインボイスが必要になります。当然、民間であるうと公的な保育園であろうと、公費が名古屋、愛知県からおりているわけですから、インボイスのない業者、インボイスがとれない業者との取引というのは、これは排除されるというのは事実です。したがって、そういうところの売り上げを全部諦めるかどうか、それとも課税業者になるのかという選択が六年間の間に迫られる。それか、最後は廃業するという手がある。こういうことになります。

したがって、僕は、時間があれば何とかなるという問題ではないのではないかと。そういう点では対応というのは非常に難しい。そもそも、こういうインボイスが必要な制度というのは、日本の商習慣上から含めて大変難しいのではないのかというのが私の意見なんです。

以上です。

○森信参考人 お答えします。
私は、結局、この問題は二つしか道がないと思います。一つは、免税事業者ですから、自分の付加価値部分には消費税がかからないわけですから、その分だけ価格を引き下げる、引き下げるといふか、その分だけ価格競争で他の課税業者とは有利に立っているはずだということですね。しかし、これはマージンが低い中では必ずしもうまくいかない。これはもう太田さんが先ほどからおっしゃっているところだと思います。そうすると、残された道は課税選択しか私はないのではないかとこのように思います。

しかし、私が申し上げているのは、課税選択した方が結果的には免税事業者にとっても有利になりますよ。ただ、手間がかかるだけです。手間がかかることは、しかし、そもそも軽減税率の導入ということで大きな政策が決まった以上は、この軽減税率の導入に手間がかかるわけですから、それを所与とするならば、インボイスというものを導入して、その手間を少しでも軽減していく方がいいのではないかとこのように思います。

それからもう一つ、今、六年間とかおっしゃいましたけれども、三年間ですか、済みません。一つは、やはり、消費税と価格というものの考え方、私はもう少し整理した方がいいんじゃないかと思えます。

といいますのは、これはヨーロッパでいろいろな話をしますと、やはり日本のこれは商慣習かもしれないませんが、日本の事業者の方の消費税に対する考え方、ひいては価格に対する考え方が非常に諸外国とは異なっている。例えば、諸外国では、四月一日から消費税を引き上げるときに、三月三十一日に小売店が徹夜をして値段表を張りかえるということほとんど見られません。それは、もう既に消費税はコストの一つだと。円安で輸入物も上がるし、人件費も上がる、そういう中で今度消費税も上がるよねと。そういうたータルの考え方で価格戦略を考えていくわけなんです。

わかりやすく言えば、例えばイギリスで消費税率を二年間で5%引き上げました、二・五%ずつ。そのときのいろいろな記録が「ファイナンス」という財務省の雑誌に載っております。五十嵐当時間大臣がイギリスに行ったときの記録ですが、事業者の方は、上がっていく消費税に、消費税が落ちるのではないかと、消費税込みの価格を例えばクリスマスの前には上げないとか、そういう価格戦略をとることによって何とか乗り越えたということが言われております。

つまり、日本の場合は、必ず税抜き価格と税込み価格、二つを表示しておりますし、原材料価格も含めて、人件費も含めて変わる中で、消費税だけは何か特に転嫁しなければいけないという意識が強過ぎると、かえって価格競争には負けてしまふのではないかなというふうに思いますので、その辺の消費税と価格というものの関係をこの三年間の間にいろいろ考えてみることも私は有益ではないかなというふうに思っております。

○竹森参考人 私はきょう、ずっとほかの参考人の意見を聞いて大変勉強になって、これも勉強に

なつたことですが、私なんかは、昔は、免税業者というのは何でそもそもあるんだろうというふうな思っていたんです。

そもそも消費税というのは、所得税だと捕捉が大変だということを、消費税だと捕捉が簡単だということ、ある程度小売の方に負担を押しつけたという面はある。それに対応できないということもあるだろう。

ただ、その中で、今、森信さんがおっしゃられたような、免税業者が課税業者が変わってインボイスをとるようになるというのは、税の構成とか効率性からいえばプラスの面があるので、小売業の方には負担を強いことになるけれども、そういう展開自体はそれほど問題ではないと私は考えます。

○丸山委員 三者いろいろな御意見をいただきました。

お伺いしていると、政府の側で、実は大臣も御答弁されておいて、これによって多くの事業者が恐らく潰れてしまう憂き目にはなるだろうというのをおっしゃって、一方で、とはいへ、側面の一つとして、先ほどお話のあった、そもそも、課税事業者であるべきなのに免税事業者になっている現状があつてという立場の御意見もあるということ、逆に財務省なんかは、恐らく本音ベースではそちらの意見に近く、しかしなかなか、免税事業者も現にいらつしやる中で、それにどうこうと言いつらんじゃないかなというのを、今、逆に、財務省は言えないけれども根本の部分にそういうことを思っているんじゃないかなというのを、少し、先生方の御意見を聞いて思つたところです。

いずれにしても、政府側の議論を聞いていますと、どつちかというところからウオッチして、見るみたいなのがなくて、例えば今回の所得税法に三世代同居の税額控除が入っているんですけども、一方で、ではちゃんと三世代同居しているか見ますかと言つと、ちょっとそこまでは見切れない。結局、構造上三世代に適していると

いう建物を建てればそうとみなしますという答えをします。

もちろん、それは効率性は上がるのでよいと思うんですが、しかし、今、一方で、それによつて民泊に使つたり、若い人だとルームシェアみたいな、結局、政策的目的の三世代同居は達成できない可能性もあるんですけれども、ではそれをウオッチしますかという、国会でつつかれて、そうしたら調査しますみたいなのが出てくるような状況です。

そういう意味で、お話を聞いていて、今回のインボイスにしても、所得税の改正というのは、ウオッチの仕方、きちんと政府の方が見て、問題があるのなら速やかに修正していくという作業が非常に重要だときような参考人の皆さんの御意見を聞いて思つたところです。

これで終わらせていただきます。本当に貴重な御意見、ありがとうございます。

○宮下委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言申し上げます。参考人各位におかれましては、貴重な御意見を御述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

次回は、明三月一日火曜日午後零時四十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会